

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月30日

【事業年度】 第75期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社不動テトラ

【英訳名】 Fudo Tetra Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 奥田 眞也

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町7番2号

【電話番号】 03(5644)8500(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部財務部長 北垣 大輔

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小網町7番2号

【電話番号】 03(5644)8500(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部財務部長 北垣 大輔

【縦覧に供する場所】 株式会社不動テトラ 北関東支店
(さいたま市大宮区吉敷町一丁目23番地1)

株式会社不動テトラ 千葉支店
(千葉市中央区富士見二丁目3番1号)

株式会社不動テトラ 横浜支店
(横浜市中区真砂町二丁目25番地)

株式会社不動テトラ 中部支店
(名古屋市中区栄五丁目27番14号)

株式会社不動テトラ 大阪支店
(大阪市中央区南船場二丁目3番2号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(百万円)	67,157	62,805	67,081	71,200	72,308
経常利益	(百万円)	3,848	3,710	3,643	4,409	4,718
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,568	2,445	2,438	2,777	2,990
包括利益	(百万円)	2,866	2,629	2,514	2,626	3,283
純資産額	(百万円)	23,514	25,154	26,439	27,778	29,687
総資産額	(百万円)	47,361	53,103	53,826	52,932	54,082
1株当たり純資産額	(円)	1,417.63	1,515.44	1,612.34	1,732.03	1,893.06
1株当たり当期純利益金額	(円)	156.44	149.11	150.15	174.70	192.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)		-	-	-	-
自己資本比率	(%)	49.1	46.8	48.5	51.8	54.2
自己資本利益率	(%)	11.6	10.2	9.6	10.4	10.5
株価収益率	(倍)	12.3	12.7	9.6	7.3	10.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,481	12,682	4,230	4,659	10,451
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	573	920	2,323	577	2,661
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	946	1,252	1,451	583	4,754
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	9,868	20,376	12,369	8,868	11,904
従業員数	(人)	862	851	864	873	951

(注) 1 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれていない。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を第73期の期首から適用しており、第72期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

4 2018年10月1日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
売上高 (百万円)	63,218	58,500	61,789	65,697	65,798
経常利益 (百万円)	3,538	3,334	3,021	3,822	3,859
当期純利益 (百万円)	2,469	2,185	2,139	2,291	2,484
資本金 (百万円)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数 (千株)	182,025	182,025	16,490	16,490	16,490
純資産額 (百万円)	22,942	24,110	24,971	25,951	27,158
総資産額 (百万円)	45,047	50,221	51,262	49,733	49,317
1株当たり純資産額 (円)	1,399.04	1,470.26	1,542.23	1,639.12	1,754.07
1株当たり配当額 (円)	60.00	50.00	50.00	55.00	60.00
(内 1株当たり中間配当額) (円)	()	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	150.40	133.25	131.76	144.13	159.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)		-	-	-	-
自己資本比率 (%)	50.9	48.0	48.7	52.2	55.1
自己資本利益率 (%)	11.2	9.3	8.7	9.0	9.4
株価収益率 (倍)	12.8	14.2	10.9	8.9	12.1
配当性向 (%)	39.9	37.5	37.9	38.2	37.6
従業員数 (人)	730	736	752	770	791
株主総利回り (%)	157.1	158.7	127.1	118.9	174.7
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	221	197	2,147 (223)	1,823	2,020
最低株価 (円)	113	168	1,430 (178)	1,069	1,197

(注) 1 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれていない。

2 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

3 2017年 3月期の 1株当たり配当額60円には、合併10周年記念配当20円を含んでいる。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年 2月16日)等を第73期の期首から適用しており、第72期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

5 2018年10月 1日付けで普通株式10株につき 1株の割合で株式併合を実施したため、第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり配当額、1株当たり当期純利益及び株主総利回りを算定している。

6 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

7 2018年10月 1日付けで、当社株式10株につき 1株の割合で株式併合を実施しており、第73期の株価については、株式併合後の最高・最低株価を記載し、株式併合前の最高・最低株価は()にて記載している。

2 【沿革】

不動建設株式会社		株式会社テトラ	
1947年 1月	建設業を主たる事業目的として、大阪市に株式会社瀧田ノ組を設立	1961年 5月	テトラポッドの製作、販売及び同工事の設計、施工を事業目的として、東京都中央区に首都圏印刷製本株式会社を設立
1949年 9月	建設業法による建設業者登録		
1956年11月	商号を不動建設株式会社に変更		
1958年12月	東京本店を開設	1961年 6月	建設業法による建設業者登録
1961年 8月	株式を大阪店頭市場に公開	1966年 3月	本店を東京都港区へ移転
1961年10月	株式を大阪証券取引所市場第二部に上場	1969年 5月	茨城県土浦市に土浦技術センター（現 総合技術研究所）を開設
1962年 5月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場	1972年 7月	株式額面変更のため東京都江東区所在の首都圏印刷製本株式会社を存続会社として合併し、商号を日本テトラポッド株式会社に変更
1962年12月	名古屋支店（現 中部支店）を開設		
1964年 7月	九州支店を開設		
1967年 2月	株式が各取引所にて第一部に指定替	1972年11月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場
1970年10月	大阪本店を開設		
1971年 6月	フドウ建研株式会社（現 株式会社建研）を設立	1981年 7月	本店を東京都新宿区へ移転
1976年 7月	フドウ重機株式会社（現 株式会社ソイルテクニカ）を設立	1993年 4月	テトラ商事株式会社（現 福祉商事株式会社）を設立
1988年12月	決算期を9月30日から3月31日に変更	1994年 9月	株式が東京証券取引所市場第一部に指定替
2004年 3月	建築事業を株式会社ナカノコーポレーション（現 株式会社ナカノフドー建設）に営業譲渡	1995年10月	商号を株式会社テトラに変更
	フドウ建研株式会社（現 株式会社建研）の株式のすべてをフェニックス・キャピタル株式会社に譲渡	1999年10月	秋和建设株式会社（現 高橋秋和建设株式会社）を設立
	株式会社テトラが第三者割当増資を引受け子会社となる	2003年 7月	本店を東京都港区へ移転
		2004年 3月	不動建設株式会社の第三者割当増資を引受け子会社とする
2005年 2月	米国カリフォルニア州に Fudo Construction Inc. を設立	2005年 1月	株式会社三柱の全株式を取得し、子会社とする
		2006年 9月	東亜土木株式会社の全株式を取得し、子会社とする
株式会社不動テトラ			
2006年10月	株式会社テトラと不動建設株式会社は、不動建設株式会社を存続会社として合併し、商号を株式会社不動テトラに変更		
2011年 7月	本店を大阪市から東京都中央区へ移転		
2011年 8月	大阪証券取引所での株式の上場を廃止		
2018年 4月	東亜土木株式会社を吸収合併		
2020年10月	愛知ベース工業株式会社及び日本土質試験センター株式会社等（以下、「愛知ベース工業グループ」という。）の全株式を取得し、子会社とする		

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社7社で構成され、土木事業、地盤改良事業及びブロック事業を主な事業内容としている。

(土木事業)

当社、高橋秋和建设㈱が土木工事の施工を行っており、両社は相互に工事の発注又は受注を行っている。

(地盤改良事業)

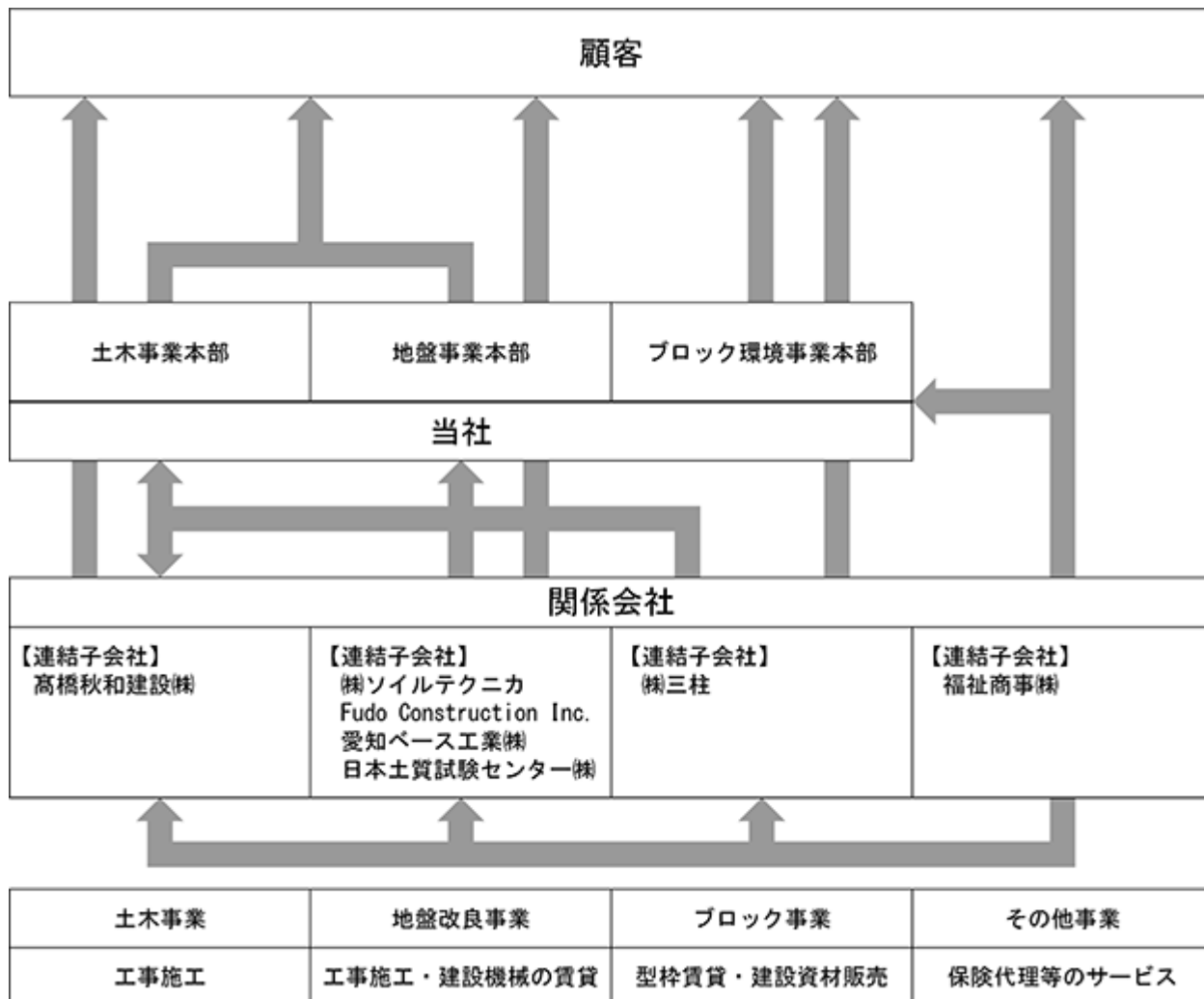
当社、㈱ソイルテクニカ、Fudo Construction Inc.、愛知ベース工業株式会社及び日本土質試験センター株式会社が地盤改良工事の施工等を行っており、当社は㈱ソイルテクニカより建設機械を賃借している。

(ブロック事業)

当社、㈱三柱が消波・根固ブロック用鋼製型枠の賃貸等を行っており、当社は土木事業においてこれらの会社より消波・根固ブロック用鋼製型枠を賃借している。

(その他事業)

福祉商事㈱が保険代理等のサービスの提供を行っており、当社グループ各社はこれらのサービスを受けている。事業の系統図は次のとおりである。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ソイルテクニカ	東京都中央区	150百万円	地盤改良事業	100.0	当社の地盤改良事業において 施工協力及び建設機械の賃貸 をしている。 当社から資金の貸付を受けて いる。
Fudo Construction Inc.	米国カリフォルニア州	2百万米ドル	地盤改良事業	100.0	当社グループの北米における 地盤改良事業を行っている。
高橋秋和建设㈱	秋田県由利本荘市	60百万円	土木事業	66.7	当社の土木事業において施工 協力している。
㈱三柱	東京都江東区	250百万円	ブロック事業	100.0	当社の土木事業部門に対し鋼 製型枠の賃貸等を行っている。
福祉商事㈱	東京都台東区	30百万円	その他事業	88.3	当社グループ各社に対し保険 等のサービスを行っている。
愛知ベース工業㈱	愛知県岡崎市	30百万円	地盤改良事業	100.0	当社の地盤改良事業において 施工協力をしている。 当社から資金の貸付を受けて いる。
日本土質試験センター㈱	愛知県名古屋市	0.1百万円	地盤改良事業	100.0	当社の地盤改良事業において 施工協力をしている。

(注) 1 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えている会社はない。

2 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載している。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2021年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
土木事業	324
地盤改良事業	460
ブロック事業	95
その他事業	10
全社(共通)	62
合計	951

(注) 従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

(2021年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
791	46.0	19.8	7,558,782

セグメントの名称	従業員数(人)
土木事業	299
地盤改良事業	358
ブロック事業	81
全社(共通)	53
合計	791

(注) 1 従業員数は就業人員である。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(3) 労働組合の状況

2021年3月31日現在の組合員数は559人である。なお、不動テトラ労働組合は上部団体である日本基幹産業労働組合連合会に加入している。

なお、労使関係について特記すべき事項はない。

第2 【事業の状況】

(注)「第2 事業の状況」における各事項の金額については、消費税等抜きで表示している。

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものである。

(1) 経営基本方針

当社グループは国土づくりを通じて社会に貢献し続けるという使命をステークホルダーの皆様にご理解いただき、それに向けた価値観、目標を当社グループ内で共有するため、以下の通り経営理念を定めている。

<経営理念>

- Mission (使命): 豊かで安心な国土づくりに貢献します
- Value (価値観): あらゆる変化を進化に換えて未来に向かって歩み続けます
- Vision (目標): 世代を超えて生き続ける独自の技術を提供します

また、この経営理念を実現すべく、「土木、地盤改良、ブロックの3事業が協調し、海に陸に、持続的な成長を目指します」を経営方針としている。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、短期的には引き続き新型コロナウイルス感染症による社会・経済への影響が懸念され、民間建設投資の回復は不透明ながら、公共投資は、「防災・減災、国土強靱化のための5ヵ年加速化対策」により、5年で約15兆円の予算が実施されるなど、引き続き堅調に推移していくものと予想される。

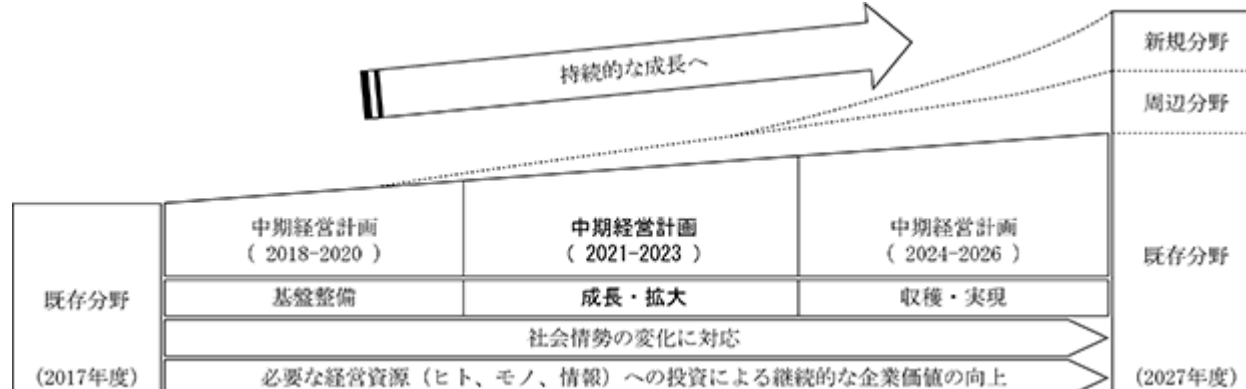
また、中長期的には、持続可能な社会の実現、情報技術の発展、自然災害の多発化・激甚化、インフラの老朽化、少子高齢化による担い手不足などへ対処していくことが課題となる。

このような中、当社グループの新中期経営計画は、前中期経営計画において掲げた「2027年度には収益力を維持したまま売上高800億円以上、営業利益5%以上」の長期目標に向かっての第二段階にあたる「成長・拡大」の期間と位置付けている。

<長期目標>

		2017年度	2027年度
売上高	(既存分野)	628億円	800億円
	(新規分野)		+
営業利益率		5.9%	5.0%以上

前期中期経営計画の基盤整備に引き続き、更なる経営資源への投資、収益基盤の多様化に取り組む。



< 中期経営計画（2021～2023年度）の概要と経営目標 >

基本方針

基本方針 1 持続的な成長に向けた戦略的投資及び事業領域拡大を促進する

事業ポートフォリオの方向性：建設分野の幅広い領域を既存3事業でカバーすることによる強みを維持
既存3事業のそれぞれが長期的に企業価値を生み出すための成長戦略を促進する

成長の方向性：将来の追加収益に資する戦略投資、事業領域の拡大（周辺分野、新規分野）
ステークホルダーとともに成長（社会貢献、人材活用、環境配慮）

持続的な成長に必要なリソースの投入：経営資源の適正な配分、外部経営資源の活用（M & A含む）

基本方針 2 経営理念を基盤としたESG（環境・社会・ガバナンス）経営の実践により社会に貢献する企業グループを目指す

当社が持続的に成長するための6つの重点課題		
E 環境	環境 ～持続可能な社会の実現～	気象変動の緩和と適応、循環型社会の実現、自然共生社会の実現
S 社会	消費者課題 ～安全・安心な国土づくり～	持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備への貢献、イノベーションの推進
	コミュニティへの参画及び開発	地域の発展、活性化への貢献
	人権・労働慣行	あらゆる人々の活躍の推進
G ガバナンス	企業統治	企業経営の健全性と効率性の向上
	公正な事業慣行	倫理的行動の徹底

基本方針 3 資本コストを意識した経営を実践する

「資本コストを意識した経営」を実践する期間と位置付け、展開を図る

- ・ 資本コストの認識 加重平均資本コスト（WACC）6%程度
- ・ 資本コストを意識した投資 資本コストを上回る持続的な成長に必要な戦略投資
- ・ 資本コストの低減 最適資本構成を意識した財務レバレッジの活用

経営目標（連結ベース）

業績目標	3ヵ年での営業利益	120億円以上
資本効率目標	自己資本当期純利益率（ROE）	8%以上
株主還元目標	配当性向	40%程度

全社数値目標（連結ベース）

（単位：億円）

	2021年度	2022年度	2023年度
受注高	690	724	776
売上高	750	777	809
営業利益	38	39	43
当期純利益	24	26	28

セグメント別の事業方針と戦略

事業セグメント	事業内容	中期経営計画（2021～2023年度）	
		事業方針	事業戦略
土木事業	道路・鉄道・港湾・空港などの交通インフラ、河川・海岸などの防災、上下水道・土地造成などの生活基盤、エネルギーなどの施設整備に関わる陸海の土木工事の施工を行っている。近年はこれらの施設の維持修繕に関わる工事にも領域を広げている。	陸海の土木工事を施工する総合コンストラクターとして、事業規模・領域の拡大を図るとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進することにより生産性を向上させ、長期的に安定した業績を持続できる体制の構築	既存市場 ・国直轄工事の維持拡大 ・地方自治体、民間営業の強化 新市場 ・維持修繕工事への参入強化 ・土壌汚染対策関連業務の取組み強化 人的資源の充実 人材確保・若手技術者の早期戦力化 生産性の向上 AIやBIM/CIMの導入などを積極的に推進
地盤改良事業	建物や道路、河川護岸、港湾空港施設などの社会基盤が、地盤の沈下や地震による液状化など被害を受けることを防ぐためには、地盤の性状をよく理解し、それぞれの構造物に適した地盤を造成することが不可欠である。当事業は地盤改良に特化したエキスパートとして、数多くの独創的な工法を開発し豊富な施工実績をあげ、業界のトップを守り続けている。	地盤改良のリーディングカンパニーとして、多様化する社会的要求への対応に向け、新技術の開発・導入を軸とした持続的な事業の発展と事業領域の更なる拡大	事業領域の拡大 ・主力工法の改善改良による競争力アップ ・新技術・新工法の開発、導入強化 ・海外事業の強化 （東南アジア・米国） 体制強化 ・現場生産性の向上 （施工データクラウド化） ・設備の適正化、効率化 ・研究開発の強化 （ICT、AIによる省力化） ・人材確保、働き方改革対応
ブロック事業	テトラポッドに代表されるコンクリートブロックを中心に型枠賃貸や環境景観商品の販売を行うとともに、水際線における様々な技術・設計サービス、景観と生態系を護る製品の開発と販売により社会インフラの整備・保全に貢献している。	消波・根固ブロックのリーディングカンパニーとして、技術に裏付けされた製品と技術の提供による安定した収益基盤の構築 「防災・減災」、「環境創造・共生」、「海外」市場の強化	国土強靱化5ヵ年加速化対策への取組み強化 港湾・空港・漁港市場 ・ICT活用による老朽化対策 嵩上市場の強化 ・設計波見直し案件への取組み強化 建設市場 ・河川・海岸市場への営業強化 ・砂防市場への取組み強化 海外事業の強化 グリーンインフラ・ブルーカーボン関連事業への取組み推進

以上のように、長期目標及び新中期経営計画を実現するため、様々な課題への対応と持続的成長に向けて掲げた方針に取り組み、投資と株主還元を両立させながら、更なる企業価値の向上を目指していく。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業に係るリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項は、以下のようなものがある。

これらはリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めていく。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものである。

(1) 市場及び事業に関するリスク

建設市場の変動

当社グループは社会資本の整備・維持に係る事業を主なターゲットとしており、政府建設投資の規模やその重点投資分野の変動により、業績に影響を及ぼす可能性がある。

このため、常に将来の需要動向をリサーチし、必要に応じて人材・設備などの経営資源の適正配分を行うとともに、得意とする「防災・減災」分野に加えて「維持補修」分野など今後有望視される市場への参入など、事業領域の拡大にも努めている。

少子高齢化の進展

少子高齢化が想定を超え進行しており、建設業界への就労人口の減少が一層深刻化していくことが予想されるなか、十分な担い手を確保できない場合には事業活動に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性がある。

このため、働き方改革をはじめ、多様な働き方に対応する制度などの充実を進め、働きやすい、働きがいのある魅力ある会社を目指し、人材の確保と社員教育の充実を図っている。

建設資材・労務費等の価格変動・調達困難

建設資材価格・労務費等の急激な高騰により、工事原価の上昇を招く可能性があるが、これを請負代金に反映することが困難な場合には、業績に影響を及ぼす可能性がある。

このため、購買部門が工事の受注検討や施工計画の段階から参画し、適正な調達価格で安定した調達を図ることができるよう努めている。

取引先の信用不安

当社グループは国及び地方自治体等から発注される公共事業を主なターゲットとしているが、受注形態（元請・下請区分）により契約先の顧客は50%強が民間建設会社となる。

従って、これらの会社が信用不安に陥り、債権の回収遅延や貸倒れが発生した場合には、業績に影響を及ぼす可能性がある。また、顧客のみならず協力業者や共同施工会社が信用不安に陥った場合にも、施工進捗の遅れや共同企業体メンバーからの出資債権の未回収、債務の負担から、業績に影響を及ぼす可能性がある。

このため、取引先の与信管理については、日常的には信用情報を収集し、受注にあたっては信用調査機関からの調査書を基に社内審査を徹底するとともに、ケースに応じて債権に保証を付保する等の手段を講じ、信用リスクの回避に努めている。

製品の欠陥

品質管理には万全を期しているが、工事目的及び商品について契約不適合責任などにより多額の損害賠償請求等を受けた場合には、業績に影響を及ぼす可能性がある。

このため、工法別作業マニュアルに基づき、工事現場での品質管理を徹底している。また、内部監査部門が適宜監査を実施することにより契約不適合発生の防止に努めている。

(2) 金融・政治・経済に関するリスク

資金調達及び為替変動

金融危機が発生したり、急激な市場変動により業績が悪化した場合には、資金の調達に支障が出たり、調達コストが上昇し、業績に影響を及ぼす可能性がある。

このため、複数年度にわたるコミットメントライン契約を結ぶことなどにより、上記リスクが発生した場合でも、適正な手元流動性を確保し、財政状況の健全化を維持できるよう努めている。

また、海外取引から発生する為替変動リスクに対しては必要に応じて為替予約等によりリスクの低減に努めている。

海外事業

当社グループは、主に東南アジア及び米国で事業を展開しているが、現地の政治・経済情勢、法規制に著しい変化が生じた場合や戦争・紛争・テロが発生した場合には、業績に影響を及ぼす可能性がある。

このため、危険度が高いとされている国、地域の工事の受注については、予め、リスクの評価・分析を行い、受注を決定している。

また、受注後においては、海外危機管理マニュアルに基づき、現地での医療リスクの回避やテロ・災害時の緊急避難体制について危機管理会社に委託したり、海外安否確認システムを導入するなどにより、有事に備えた体制を構築し、社員ほか現地での従事者の安全を図っている。

(3) 事故・災害に関するリスク

事故及び災害

一般的に建設現場は、特定の期間に多様な会社の人材や機械が混在しながら作業するという特性から、他の産業に比べて事故及び災害の発生率が高いというリスクがあり、重大な事故及び災害が発生した場合には、工事の中断、発注官庁からの指名停止等の行政処分に加えて社会的な評価にも及び、業績に影響を及ぼす可能性がある。

このため、安全品質環境本部が中心となり、安全週間、各拠点の安全大会、本社幹部パトロールを設け、また、定期的な安全パトロールを行うなどにより、安全教育・啓蒙活動を継続的に実施し、災害発生防止に努めている。

自然災害

大規模な自然災害が発生し、施工中の工事目的物が被害を被りその修復や作業中断による工期の延長等により相応の費用が発生した場合や、社会インフラや会社施設に甚大な被害が及び長期にわたり事業が中断した場合には、業績に影響を及ぼす可能性がある。

このため、後者に対しては事業継続計画を策定し、国からの災害時の基礎的事業継続力評価の認定を受けるとともに、非常時に事業の早期復旧を可能とする体制を整備し、定期的な訓練、備蓄や諸施設の耐震化、社内情報の外部データセンターへの保管などを行い、有事への備えを進めている。

感染症等

感染症（パンデミック）が発生し事業活動に制限を受ける事態となった場合には、受注の減少、工事進捗の遅れ、コスト上昇などにより業績に影響を及ぼす可能性がある。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症に対しては、工事現場を除くオフィス勤務者については、在宅勤務の推進等により社員の安全を確保しつつ事業を継続する体制としている。

また、工事現場においては、協力会社を含めた社員の安全を確保しつつ施工を継続する体制としているが、施工中の現場内で感染症が発生した場合には現場が長期にわたり中断するなどの影響を受けることから、感染症対策の徹底を図った施工体制としている。

(4) コンプライアンス・会計制度に関するリスク

法的規制

当社グループの事業は、建設業法、労働安全衛生法等多数の法的規制を受けているが、これらの法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等がなされた場合、業績に影響を及ぼす可能性がある。

このため、関係部署による法改正等の動向をモニタリングし、事前に法改正等に向けた対応方針の策定と当社グループとサプライチェーンへの具体策の展開に向けた体制を整備している。

また、法令等の改廃に伴う各種要領やマニュアルの整備と定期的な見直しを行い、説明会等を通じ当社グループ及び協力会社への浸透を図っている。万一これらの法令等に違反する事態が発生した場合は、業績に影響を及ぼす可能性がある。

このため、法令遵守と企業倫理の追求を経営の最重要課題と位置づけ、コンプライアンス体制の充実を図るとともに、関係法令の遵守を目的とした研修会を継続的に実施し、コンプライアンスマニュアルを作成、配布するなどにより教育、啓蒙活動を拡充している。また、外部窓口を有した実行性のある企業倫理ヘルプラインを設置し、法令遵守と企業倫理に関する通報、相談を適切に受け付けることにより、法令等違反行為の早期発見と是正を図ることができる体制を整備している。

工事収益の認識

工事収益については主に工事の進行に応じて収益を計上しており、その適用にあたっては工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度を合理的に見積もる必要がある。しかしながら、工事進捗に伴い工事収益総額、工事原価総額は変動する可能性があるため、見積りの合理性が乏しい場合には、業績に影響を及ぼす可能性がある。

また、実態に即していない工事支出金の過大、過少計上誤り等によっても業績に影響を及ぼす可能性がある。

このため、工事の進捗動向を常に注視し、適宜適切な実行予算管理による合理的な見積りの実施及び適切な会計処理を行っている。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものである。

(1) 経営成績の状況

事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの状況

目標とする経営指標の達成状況等

受注高は65,551百万円（前期比7.3%減）と減少したが、売上高は72,308百万円（前期比1.6%増）と増収となり、営業利益は4,518百万円（前期比0.5%増）、経常利益は4,718百万円（前期比7.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,990百万円（前期比7.7%増）とそれぞれ増益となった。

なお、当連結会計年度において新型コロナウイルス感染症の影響は海外での受注活動及び施工の遅れが一部発生したものの、軽微であった。

セグメント情報に記載された区分ごとの状況

a．土木事業

土木事業では、受注高は、30,492百万円（前期比17.0%減）と減少したものの、売上高は、豊富な期首手持ち受注高の進捗により35,617百万円（前期比4.0%増）と増収となった。営業利益は、増収に加え、手持ち工事の採算性の改善により2,235百万円（前期比72.2%増）と増益となった。

b．地盤改良事業

地盤改良事業では、受注高は、新型コロナウイルス感染症による海外での受注の停滞を国内で補い31,446百万円（前期比3.0%増）と増加したものの、売上高は、期首手持ち受注高の減少や海上工事の着工の遅れもあり32,777百万円（前期比1.4%減）と減収となった。営業利益は、減収に加え、工事の着工遅れに伴い、想定より固定費の負担割合が増加したため2,314百万円（前期比27.7%減）と減益となった。

c．ブロック事業

ブロック事業では、受注高は、主力の型枠賃貸が前年までの災害復旧需要により増加し4,364百万円（前期比20.4%増）となったことで、売上高は、4,367百万円（前期比18.4%増）と増収に、また営業利益は988百万円（前期比100.4%増）と増益となった。

受注高・売上高・営業利益

(単位：百万円)

年度別		前連結会計年度 自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日	当連結会計年度 自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日	比較増減
期首手持ち 受注高	土木事業	59,961	62,467	2,506
	地盤改良事業	17,012	14,305	2,707
	ブロック事業	464	401	63
	全社計	77,245	76,784	461
受注高	土木事業	36,750	30,492	6,258
	地盤改良事業	30,522	31,446	924
	ブロック事業	3,625	4,364	739
	全社計	70,739	65,551	5,188
売上高	土木事業	34,244	35,617	1,374
	地盤改良事業	33,229	32,777	452
	ブロック事業	3,688	4,367	679
	全社計	71,200	72,308	1,108
営業利益	土木事業	1,298	2,235	937
	地盤改良事業	3,203	2,314	889
	ブロック事業	493	988	495
	全社計	4,497	4,518	22
次期繰越 受注高	土木事業	62,467	57,342	5,125
	地盤改良事業	14,305	12,974	1,331
	ブロック事業	401	398	3
	全社計	76,784	70,027	6,757

- 1 全社計には3セグメント以外のその他事業及び連結調整が含まれるため、3セグメントの合算値と全社計は一致していない。
- 2 当連結会計年度前に外貨建てで受注した海外工事で、当連結会計年度中の為替変動により、外貨額を円貨に換算した金額が増減した場合については、期首手持ち受注高に反映している。
- 3 受注高、売上高については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載している。
- 4 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の売上高及びその割合は次のとおりである。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
国土交通省	7,142	10.0	9,821	13.6

(2) 財政状態の状況

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末と比べて1,151百万円増加し、54,082百万円となった。主に受取手形・完成工事未収入金等の減少があったものの、現預金や有形無形の固定資産が増加したことなどによるものである。

負債合計は、前連結会計年度末と比べて758百万円減少し、24,396百万円となった。主に、工事の完成に伴う未払消費税の増加などがあったものの、短期借入金や退職給付に係る負債が減少したことなどによるものである。

純資産合計は、剰余金の配当及び自己株式の取得により減少したものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が増加したことと前連結会計年度末と比べて1,909百万円増加し、29,687百万円となった。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末と比べて2.4ポイント好転し、54.2%（前連結会計年度末51.8%）となった。当社は持続的な成長と経営の安定性を保つ観点から、成長投資や突発的なリスクへの備えとして、株主資本の水準を維持することとしている。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に大型工事の完成に伴い売上債権の回収が進んだことなどにより10,451百万円の収入超過（前連結会計年度は4,659百万円の支出超過）となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資の増加による固定資産の取得などにより2,661百万円の支出超過（前連結会計年度は577百万円の収入超過）となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払、自己株式の取得、借入金の返済などから4,754百万円の支出超過（前連結会計年度は583百万円の収入超過）となった。

以上より、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末と比べて3,036百万円増加し、11,904百万円となった。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資金需要のうち主なものは、土木事業での工事資金や地盤改良及びブロック事業での船舶・機械、ブロック型枠等の設備投資資金である。これらの財源は自己資金及び金融機関からの借入により調達している。

工事資金に対しては、工事立替金を対象とした特殊当座貸越契約及び債権の流動化契約を、また将来の成長投資や突発的なリスクへの備えとして、複数の金融機関とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しており、手元流動性と合わせて十分な資金の流動性を確保している。

(5) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。

この連結財務諸表作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積り及び判断が行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されている。

重要な会計方針については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載している。

また、見積りにあたっては過去の経験やその時点の状況に応じて妥当と考えられる様々な要素に基づき行っているが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがある。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載している。

4 【経営上の重要な契約等】

特記事項なし。

5 【研究開発活動】

当社グループは、各事業における独自の技術とノウハウを有する分野を中心に、研究開発活動を行っている。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は723百万円である。

セグメントごとの内訳は、土木事業55百万円、地盤改良事業488百万円、ブロック事業180百万円である。

(1) 総合技術研究所

総合技術研究所は、海洋・水理、環境修復、地盤、材料・構造、基盤技術の5つの研究グループと知的財産戦略を担当する知的財産グループの6つのグループで構成されている。海洋・水理グループは海域・河川域の各種構造物の水理安定性や水理機能を、環境修復グループは地下水・土壌の汚染浄化技術を、地盤グループは地盤改良技術を、材料・構造グループはブロックの構造強度を、基盤技術グループは中長期的に利用可能な汎用技術を主な研究対象としているが、各グループメンバーの持てる力の結集と連携と協働により、顧客のニーズに沿った社会に貢献する新しい技術の研究を進めている。75期は、海洋資源の有効利用を目指した海底鉱物を効率良く回収するための技術の研究、深海底でのコンクリートの耐久性や経年変化の研究、地球温暖化に伴う海面上昇や波浪の増大により懸念される砂浜の消失対策工法の研究を前期に引き続き実施した。また、自然の力により固化させた砂やグリーンインフラを用いた海岸保全技術の研究、構造物に使用されている繊維補強コンクリートを再利用可能とするための環境に配慮した材料の研究に着手した。

(2) 土木事業

当分野では、環境修復技術及び陸海の土木施工技術について研究開発活動を行っている。

環境修復技術

ふっ素汚染土壌の対策として反応性を高めた不溶化剤の開発、特許を保有する土壌還元法の改善としてVOCs（揮発性有機化合物）汚染土壌及び地下水の浄化技術のための徐放性栄養剤（一部食品廃棄物含む）の開発を進めている。また、今後大規模な市場になると見込んでいる自然由来重金属含有土壌（砒素、ふっ素、鉛）を対象とした汚染土処理についての対策工法の開発を継続的に進めている。

土木施工技術

国土交通省が推進する「BIM/CIM」への対応として、道路分野においては昨年度に引き続き複雑な地形を有する箇所に橋梁下部工等の多くの構造物を建設する高速道路工事1件、港湾分野での橋梁下部工1件、実務以外では、現場においてCIM試行を実施し、橋脚下部工のCIMモデルへの属性情報付与を行い、現場施工要員へのCIMのスキル取得を試みた。また、直轄工事でのICT土工の導入のほか、生産性向上技術への対応としてAIを活用した新技術の研究開発を継続して進めている。

海洋関係技術としては、消波ブロックの調査、設計、施工、維持管理といった一連のサイクルの管理に三次元モデルを活用するためのシステム開発を継続的に進めている。また、水産庁のフロンティア漁場整備事業への参加を目指して、大水深における湧昇流マウンド築造システムを開発した。

(3) 地盤改良事業

当分野では、砂杭系や固化処理系等の地盤改良工法について、生産性向上・環境対策等の付加価値向上や、コスト削減による競争力強化等の視点から研究開発活動を行っている。

具体的には、総合技術研究所内に整備した多目的試験フィールドを利用すると共に、材料実験室や、新たに整備した実験棟において種々の工法開発を進めている。

硬質地盤を改良する市場の拡大

高品質な大径深層混合処理工法であるCI-CMC工法の貫入能力を向上させた技術である「CI-CMC-HG工法」の現場実績が増加している。背景として、年々激甚化する自然災害に備えるために、従来よりも硬質な地盤を改良する必要性が増えていることが挙げられる。

ICTを活用したシステムの開発

ICTを活用した地盤改良工法の新技術として、CI-CMC工法の自動打設システム「GeoPilot® - AutoPile」を発表したが、さらにその技術を応用して、動作状況をクラウドに転送して施工機の整備に役立てる予防保全システム「Visios-TC」を開発した。部材の補強や交換のタイミングを正確に見極めることで、現場での故障などによる生産性の低下を防ぐ効果が期待できる。また、地盤内の作業の見える化と共有化ができる「Visios-3D」を、海上深層混合処理船のCMC7号に対応させた。今後はBIM/CIM機能の強化を行う予定である。

空洞化充填の取組み

液状化対策の「SAVE-SP工法」に用いる流動化砂の技術を応用して、地中の空洞を充填する工事の2例目を実施した。現在は様々な条件の空洞に対応させるために、充填材料のバリエーションを増やす技術開発に取り組んでおり、市場での適用拡大を図っていく。

(4) ブロック事業

当分野では、全国的に既設ブロックの老朽化が進んでいること、及び最近の激甚災害への対応から、防波堤・護岸に使用されているブロックの維持管理に関わる手法の開発を進めるとともに、技術の高度化を目的に、波浪と構造物の相互作用に関する数値解析手法の開発を実施している。また、ブロックのみならず、環境商品に関しても既存商品の改良に加えて、次期商品の開発調査を継続して実施している。

ブロック維持管理手法

既設の防波堤や護岸のブロックについては、長年の風浪で沈下や飛散が起これば本来の消波機能を十分果たせない箇所が増加していることから、嵩上げ等の維持補修を合理的に実施する技術についての研究を実施している。当年度は、これまでに開発した消波工劣化判定技術の現地適用を行うと共に、消波工の3次元データからブロック嵩上げ数量を直接算出する方法を提案した。現在、最近の激甚災害への対応として設計条件の見直しが各地で図られており、今後の嵩上げ事業への適用により、事業化が加速されることが期待される。

数値解析手法

近年の数値解析手法の発展には目覚ましいものがあり、様々な現象の数値解析による解明が図られつつある。波に対するブロックの安定性などはこれまでは実験で検討せざるを得なかったが、海外の専門家との連携により、波とブロックの挙動を連成させた解析手法を開発している。

環境商品の改良・開発

環境商品分野では、フィルターユニットS型やリーフマット等を主力商品として販売実績を上げているが、当年度は、これらに改良を施してラインナップを拡充する検討を行った。競争力の高い商品として、今後の売上への寄与が期待される。また、洋上風力発電施設の計画が本格化する中、基礎の洗掘対策へのフィルターユニットS型の適用を推し進めるべく、技術課題の解決を目的とした研究に着手した（一般財団法人沿岸技術研究センター、国立研究開発法人港湾空港技術研究所との共同研究）。

第3 【設備の状況】

(注)「第3 設備の状況」における各事業の記載については、消費税等抜き金額で表示している。

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、老朽化設備の更新と受注の拡大及び施工能力の向上等を目的とした設備投資を継続的に実施している。

当連結会計年度の設備投資の総額は2,196百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりである。なお、設備投資額には有形固定資産に加えて、無形固定資産を含んでいる。

(土木事業)

当連結会計年度においては、起重機船の改修等に総額63百万円の設備投資を行った。

(地盤改良事業)

当連結会計年度においては、地盤改良船の改修や陸上用地盤改良機械の更新等を中心に、総額1,390百万円の設備投資を行った。

(ブロック事業)

当連結会計年度においては、テトラネオ型の型枠増強を中心に、総額178百万円の設備投資を行った。

(全社共通)

当連結会計年度においては、主に、総合技術研究所の施設の整備に131百万円、及び基幹システムの更新等に434百万円、総額565百万円の設備投資を行った。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(2021年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)	
		建物及び 構築物	機械、 運搬具、 船舶及び 工具器具 備品	土地		リース 資産	建設仮勘定		合計
				面積 (㎡)	金額				
本社 (東京都中央区)	共用	18	56			13	87	286	
総合技術研究所 (茨城県土浦市)	共用	362	67	24,257.6	217		646	14	
北海道支店他 10本支店 (札幌市中央区他)	共用	318	114	48,600.4 (620.9)	549	61	1,043	491	
機材センター他 (静岡県牧之原他)	ブロック 事業	12	583	34,194.9	715		1,310		

(注) 1 当社グループが営んでいる事業は土木事業、地盤改良事業及びブロック事業である。主要所在地毎に区分した設備が、各事業固有の設備として分類できる場合にはセグメントを記載しているが、そうでないものは共用設備として記載している。

2 土地及び建物の一部を連結会社以外から賃借している。賃借料は298百万円であり、土地の面積については、()内に外書きで示している。

3 土地のうち賃貸中の主なものはブロック事業の型枠機材センター用地である。

事業所/種類	土地(㎡)
静岡機材センター	21,003.9
沖縄機材センター	13,191.0

(2) 国内子会社

(2021年3月31日現在)

会社名	セグメント の名称	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)	
		建物及び 構築物	機械、 運搬具 及び工具 器具備品	土地		リース 資産	建設仮勘定		合計
				面積 (㎡)	金額				
(株)ソイルテクニカ 機械センター他 (茨城県古河市他)	地盤改良 事業	178	2,206	50,257.0	1,360	218	259	4,220	44

(注) 1 リース契約による賃借設備のうち主なもの

会社名	事業所名	設備の内容	台数	リース期間	年間 リース料
(株)ソイルテクニカ	機械センター他	SAVE施工機・ ベースマシーン	3台	5年	73百万円

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設及び除却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,255,910
計	27,255,910

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,489,522	16,489,522	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	16,489,522	16,489,522		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

【ライツプランの内容】

該当事項なし。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年10月1日 (注)1	163,823	18,203		5,000		2,472
2018年11月30日 (注)2	1,713	16,490		5,000		2,472

(注)1 株式併合(10:1)による減少である。
2 自己株式の消却による減少である。

(5) 【所有者別状況】

(2021年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		32	37	230	103	17	17,436	17,855	
所有株式数(単元)		34,787	11,252	13,990	28,517	76	73,362	161,984	291,122
所有株式数の割合(%)		21.47	6.95	8.64	17.60	0.05	45.29	100	

(注) 1 自己株式910,188株は、「個人その他」に9,101単元、「単元未満株式の状況」に88株含まれている。
なお、2021年3月31日現在の自己株式の実質的な所有株式数も同一である。
2 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれている。

(6) 【大株主の状況】

(2021年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目1番3号	1,034	6.63
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	715	4.59
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号	622	3.99
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	585	3.76
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号	406	2.61
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	395	2.54
日鉄鉱業株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番2号	341	2.19
不動産テトラ協力会社持株会	東京都中央区日本橋小網町7-2	288	1.85
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-12	236	1.51
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-12	209	1.34
計		4,830	31.00

(注) 1 上記所有株式数のほか、当社所有の自己株式910千株がある。

- 2 2021年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーが2021年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないものについては、上記大株主の状況に含めていない。なお、大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー	260 Orchard Road #1 2-06 The Heeren Singapore 238855	1,576	9.56
合計		1,576	9.56

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(2021年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 910,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,288,300	152,883	
単元未満株式	普通株式 291,122		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16,489,522		
総株主の議決権		152,883	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権の数2個)及び役員報酬BIP信託が所有する株式が96,500株(議決権の数965個)含まれている。

- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式88株及び役員報酬BIP信託が所有する株式が33株含まれている。

【自己株式等】

(2021年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社不動テトラ	東京都中央区日本橋小網 町7番2号	910,100		910,100	5.52
計		910,100		910,100	5.52

(注) 役員報酬BIP信託が所有する株式96,533株(議決権の数965個)は上記自己株式には含まれていない。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(取締役の業績連動型株式報酬制度)

当社は、2016年6月23日開催の第70期定時株主総会における決議により、取締役の報酬等と当社業績および株主価値との連動性をより明確にし、取締役が適切なリスクテイクの下で継続的に経営目標を実現するインセンティブを高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入している。

本制度の概要

- ・ 本制度は、取締役に対して、毎年、役位や業績等に応じた株式交付ポイントの付与を行い、原則として取締役の退任時に、当該株式交付ポイント数に応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を交付及び給付（以下、「交付等」という。）する制度である。
- ・ 本制度の導入にあたっては、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用する。
- ・ 本制度の対象期間である3事業年度が終了したため、2019年6月21日開催の第73期定時株主総会の決議により、一部改定のうえ継続している。

なお、改定後の本制度の具体的な内容は以下のとおり。

改定後の本制度の具体的な内容

ア．制度対象者	取締役（下記クの信託期間中、新たに取締役となった者も含む。）
イ．信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
ウ．信託目的	取締役に対するインセンティブの付与
エ．委託者	当社
オ．受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
カ．受益者	取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者
キ．信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
ク．信託期間	2019年8月8日～2022年8月31日 信託期間の満了時に追加信託によって信託期間を延長する可能性あり。
ケ．当社株式の交付株式数及び交付時期	原則として取締役の退任時に、株式交付ポイント1ポイントあたり1株（2018年10月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため1ポイントあたりの0.1株に調整している。）の割合で当社株式等の交付等を行う。ただし、信託期間中に取締役が死亡した場合は、当該時点までの累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとする。
コ．取得株式の種類	当社普通株式
サ．信託金の上限額	170百万円（信託報酬・信託費用を含む。）
シ．信託による株式の取得方法	株式市場からの取得
ス．信託内株式の議決権行使方法	経営への中立性を確保するため、議決権は行使しないものとする。

受益者の範囲

上記「本制度の具体的な内容」及び「改定後の本制度の具体的な内容」.カのとおり。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2020年5月13日)での決議状況 (取得期間 2020年5月14日～2020年7月31日)	440,000	500,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	353,600	499,964
残存決議株式の総数及び価額の総額	86,400	36
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	19.64	0.01
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	19.64	0.01

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2021年5月14日)での決議状況 (取得期間 2021年5月17日～2021年7月30日)	320,000	500,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	82,800	150,659
提出日現在の未行使割合(%)	25.88	30.13

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得による株式数は含めていない。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	4,626	7,764
当期間における取得自己株式	709	1,358

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(単元未満株式の買増請求)	170	181		
保有自己株式数	910,188		993,697	

(注) 1 当期間における、「その他(単元未満株式の買増請求)」及び「保有自己株式数」には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式数は含めていない。

2 役員BIP信託が所有する株式96,533株(議決権の数965個)は上記自己株式には含まれていない。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と経営基盤の強化を重要な経営課題と位置づけ、安定した株主還元を継続することを基本方針としている。

株主還元については、この基本方針を踏まえ、中期経営計画（2018～2020年度）において「総還元性向50%程度」を目標として定め、剰余金の配当と自己株式の取得により株主利益還元に努めることとしている。

なお、剰余金の配当と自己株式の取得のバランスについては、財務及び業績の状況等を総合的に勘案し、決定することとしている。

当事業年度（第75期）の株主還元については、上記の株主還元目標に沿って、一株当たり60円の剰余金の配当に加え、総額500百万円、普通株式32万株を上限とした自己株式の取得を2021年5月14日開催の取締役会で決議している。この決議に基づき2021年5月31日までに取得した自己株式（約定ベース）の株式総数は82,800株、取得価額の総額151百万円となっている。

なお、剰余金の配当と取締役会決議による自己株式の取得とを合わせると、当事業年度（第75期）の総還元性向は48.0%となる予定である。

また、次期以降の株主還元については、中期経営計画（2021～2023年度）の目標のとおり、成長分野への投資拡大と安定的な株主還元を両立させる観点から、配当金によるものとし、「配当性向40%程度」として剰余金の配当に努めることとしている。

なお、投資機会、事業環境及び余剰資金の状況を総合的に勘案し、自己株式の取得を含めた追加的な還元についても機動的に実施を検討する。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株あたり配当額 (円)
2021年6月29日 定時株主総会決議	935	60.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスは、企業経営の健全性と効率性を高めるための意思決定の仕組み・会社運営の規律であり、その充実・強化は、当社グループのステークホルダーの権利、利益の尊重と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、当社グループの経営理念の実現を目指し、持続的な成長・発展を図るために取り組むべき最優先の経営課題の一つであると考えている。

当社は、当社グループの経営理念の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの実効性、透明性を高めるとともに、当社グループに最適なコーポレートガバナンスの仕組み、運営のあり方を永続的に追求していく方針である。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、会社の機関を取締役会、監査等委員会及び会計監査人により構成している。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき経営上の重要事項を決定し、または監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）から業務執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務の執行を監督している。

各取締役は、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議に基づき職務を適正に執行するとともに、他の取締役による職務執行の法令及び定款への適合性及び妥当性に関し、相互に監視を行っている。

経営に関する重要な事項は、取締役会に付議するとともに、取締役会から委任を受けた重要な業務執行の決定を含め、それ以外の重要事項については、経営会議（原則として毎月1回開催）の審議を経て執行している。

業務執行については、業務執行体制の強化と効率化を図るため、取締役会の下に執行役員を置き、各執行役員の役位、担当業務を定め、業務の執行にあたらせている。また、取締役社長及び全執行役員を構成員とする執行役員会において、経営に関する重要な決定事項及び業務執行に関する状況を報告している。

さらに、取締役会の諮問機関として、任意に、取締役、経営陣幹部の指名、報酬等を審議する指名・報酬諮問委員会（東京証券取引所に独立役員として届出した社外取締役（以下、「独立社外取締役」という。）、取締役社長で構成）、内部統制、リスク管理及びコンプライアンスに関する重要事項を審議するリスク管理委員会（全ての常勤の取締役を含むメンバーで構成）、投融資に関する重要事項を審議する投融資委員会（全ての常勤の取締役を含むメンバーで構成）を設置し、運用することで、取締役会の実効性を補完し、コーポレートガバナンスの充実を図っている。

監査等委員会（監査等委員である取締役4名うち独立社外取締役3名）は、原則として、毎月1回開催し、監査等に必要な事項について決定、同意、協議している。監査等委員に対しては、重要な会議への出席、その資料及び議事録の配布やその他の会議の資料、議事録、決裁文書及び内部統制関連文書等、会社の重要文書の全てを提供できる環境を整えている。また、監査等委員会と協議して定めた重要な報告事項については、適宜、監査等委員会に報告している。

さらに、監査等委員会の監督、監査機能の強化とその実効性を確保するため、監査等委員に対し経営に関する情報が適時、適切に提供されるよう、取締役会の資料を開催日の3日前までの提供、事前説明の実施、会計、業務処理及び文書管理システムの閲覧権限の付与並びに監査等委員と取締役社長及び監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）との定期的な意見交換会を行っている。

なお、上記の会社の設置機関の構成員の氏名、設置機関の長の役職名等は、次の通りである（ が設置機関の構成員、 が設置機関のオブザーバーであり当該会議に出席して意見を述べることができる）。

氏名	役職名	取締役会	監査等委員会	経営会議 (注)1	執行役員 会(注)2	指名・報酬 諮問委 員会	リスク管 理委員 会 (注)3	投融資委 員会
竹原 有二	代表取締役 会長	議長						
奥田 眞也	代表取締役 社長			議長	議長		委員長 議長	委員長 議長
細坂 晋一郎	取締役 常務執行 役員							
大林 淳	取締役 常務執行 役員							
北川 昌一	取締役 常務執行 役員							
大沢 真理	社外取締役							
廣谷 信行	取締役 常勤監査等 委員		委員長 議長					
永田 靖一	社外取締役 監査等委員					委員長 議長		
寺澤 進	社外取締役 監査等委員							
黒田 清行	社外取締役 監査等委員							

(注)1. 経営会議の構成員は、上記以外に、執行役員副社長森川雅行、執行役員副社長河崎和明、常務執行役員山崎政俊、常務執行役員竹内利夫、常務執行役員(中部支店長)小林弘樹、常務執行役員(東京本店長)只野秋彦、執行役員(ブロック環境事業本部長)新山千尋である。

(注)2. 執行役員会の構成員は、上記以外に、後記の執行役員の全員(一覧に氏名、役職名を記載)である。

(注)3. リスク管理委員会の構成員は、上記以外に、執行役員(安全品質環境本部長)平野博明、執行役員(ブロック環境事業本部長)新山千尋である。

□ 当体制を採用する理由

当社の事業特性、経営規模等を考慮し、当社のステークホルダーへの信頼を高め、経営の健全性を確保しつつその効率性、透明性の向上を図る観点から、前記の企業統治の体制の選択が最適と判断し、これを採用している。

取締役会は、経営理念を実現するため、経営の基本方針等を決定し、取締役及び執行役員の職務執行を監督するという役割、責務に鑑み、ジェンダーや国際性の面を含め、様々な経験、専門性を有し、バックグラウンドの異なる多様な人材で構成され、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスが最適となるよう人選するという考えである。

当社は、独立社外取締役4名を選任し、これらの独立社外取締役が取締役会の議決権を保有することにより、取締役会全体の実効性をさらに強化するとともに、重要な業務執行の決定の一部を取締役社長(経営会議)に委任することにより、経営的な意思決定の迅速化を図りつつ、取締役会において経営戦略、経営計画などの会社の方向性や中長期の経営リスクへの対応などについて十分な審議ができる仕組みとしている。

企業統治に関するその他の事項

(基本的な考え方)

当社グループは、経営の効率性と健全性を確保しつつ、経営理念に沿って事業活動を展開することにより、中長期的な企業価値の向上と当社グループの持続的な成長・発展を目指している。

これらを実現するために、当社グループの内部統制システムの整備、運用、評価およびその継続的な改善を計画的、効率的に推進し、法令遵守の徹底と業務の有効性・効率性及び財務報告の信頼性の確保を図る。

(整備状況)

コンプライアンス体制

- ・当社グループの経営理念、経営方針を当社グループの役員、社員が共有し、すべての業務運営の基準にするとともに、当社グループの行動規範を遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図っている。
- ・コンプライアンス規程に基づき、部門長及びグループ会社社長をその主管する部門、会社のコンプライアンス推進責任者に任命し、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を中心に、継続的に当社グループのコンプライアンスに関する体制の整備、拡充を図っている。
- ・各部門、部署は、業務が法令、社内規程に基づき適正に行われているかを常に自律的に監督し、法令違反行為の未然防止に努めており、内部監査部門は、業務監査等により当社グループの法令違反等の重大な事項を発見した場合は、直ちに取締役社長及び常勤監査等委員に報告することとしている。
- ・当社グループの役員、社員を対象とした、企業倫理ヘルプライン（窓口として担当部署のほか、常勤監査等委員、社外の弁護士）を設置し、法令遵守と企業倫理に関する通報、相談を受け、必要な措置を講ずる体制を整えており、内部通報の状況等については、リスク管理委員会及び監査等委員会に適宜報告を行うこととしている。なお、企業倫理ヘルプラインについては、当社グループの役員、社員が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないよう規定し、運用している。
- ・継続的に、関係法令の遵守を目的とした研修会を実施し、コンプライアンスマニュアルを作成、配布するなど教育、啓蒙体制を拡充し、コンプライアンス体制の強化を図っている。

リスク管理体制

- ・リスク管理規程に基づき、部門長及びグループ会社社長をその主管する部門、会社のリスク管理推進責任者に任命し、主管する事項のリスクマネジメントを自律的に展開するとともに、リスク管理委員会がグループ全体を統括管理している。
- ・リスクマネジメントに関する重要事項については取締役会に報告している。
- ・危機管理規程に基づき、危機発生時における緊急対応等、危機管理に関する体制の整備、運用を図っている。なお、重大災害等の経営、事業に重大な影響を与える事象が発生した場合は、緊急時の対応を定めた各種マニュアル等に基づき、当社グループとして迅速に対応が行える体制を整備している。

情報管理体制

- ・取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁文書及び契約書その他の取締役の業務執行に関わる情報については、取締役会規程、文書管理規程及びその他の社内規程に基づき、適切に保存、管理している。
- ・重要な会社情報については、法令、取引所規則、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則に基づき、適時かつ適切に開示している。
- ・情報管理基本規程に基づき、情報管理に関する体制の整備、運用を図っている。

子会社の業務の適正性を確保するための体制

- ・当社グループ全体の中期経営計画、年度計画を策定し、子会社に対し、グループファイナンスの実施など必要な助言、支援を行い、子会社の事業、組織、人員、職務分掌及び職務権限等を定期的に確認するなど、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう管理している。
- ・関係会社管理規程において、子会社が当社に事前に承認を受けるべき事項及び業績、決算等の報告事項を定め、当社に対する報告を義務づけている。
- ・子会社の所管部門は、子会社の業務執行に関する状況の定期的な報告を受け、子会社の経営の重要事項については、当社の取締役会もしくは経営会議においてその方針を付議し、または報告している。
- ・子会社の取締役または監査役に当社の役員、社員を原則として1名以上派遣し、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営を適切に管理し、モニタリングしている。

財務報告の信頼性を確保するための体制

財務の内部統制システムの整備・運用に関する規程、ルールを定め、これらを適切に運用するとともに、財務報告に係る有効性を継続的に評価し、維持、改善を図っている。

反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による反社会的行為の根絶に向け、その旨を行動規範に明記するとともに、関係行政機関や特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関および顧問弁護士と連携し、情報の共有や反社会的勢力排除条項のある各種契約約款の使用及び反社会的勢力を当社グループの取引から排除するための業務ルール（マニュアル）を定めることなどにより、反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処するとともに、反社会的勢力の活動を助長し、または運営に資することとなる取引を未然に防止できる体制を整備し、運用を図っている。

責任限定契約の内容等

当社は、定款第29条第2項に、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、これに基づき、当社は、監査等委員でない社外取締役1名及び監査等委員である取締役4名の合計5名全員との間で、それぞれ当該責任限定契約を締結しており、その契約の内容の概要は、「取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合においては、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負担する。」というものである。

補償契約の内容等

該当なし

役員等賠償責任保険契約の内容等

当社は、当社のすべての取締役、執行役員、会社法上の「重要な使用人」として選任された管理職従業員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その契約の内容の概要は、次のとおりである。

- ・被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としている。
- ・被保険者の職務執行の適正性を担保する措置として、被保険者が法令違反を認識して行った行為に起因する損害等については、填補の対象外としている。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担している。

特別取締役による取締役会の決議制度

該当なし

定款による取締役の定数又は資格制限の定め及び選任の決議要件

当社の取締役の定数は、監査等委員でない取締役9名以内、監査等委員である取締役6名以内とする旨を定款で定めている。定款による取締役の資格制限についての定めはない。

また、当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めている。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項、理由及び株主総会の特別決議要件の変更の内容、理由

イ 当社は、機動的な資本政策を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めている。

ロ 当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を行えるようにするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めている。

ハ 当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めている。

ニ 当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めている。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.00%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注)5
代表取締役 会長	竹原 有二	1950年7月31日生	1973年3月 当社入社 2003年5月 当社ジオ・エンジニアリング事業本部副本部長 2003年6月 当社執行役員 2004年4月 当社取締役、当社代表取締役、執行役員副社長、ジオ・エンジニアリング事業本部部長 2006年3月 当社土木事業本部部長 2007年4月 当社建設本部部長 兼 技術開発本部部長 2009年6月 当社内部統制担当 兼 技術開発担当 兼 安全環境本部管掌 2010年6月 当社代表取締役社長、建設本部部長 2018年4月 当社代表取締役会長(現任)	(注)3	14,197
代表取締役 社長	奥田 眞也	1955年1月9日生	1980年3月 当社入社 2007年10月 当社東京本店副本店長 兼 第一営業部長 2008年6月 当社執行役員 2009年5月 当社建設本部地盤事業部長 2010年6月 当社常務執行役員 2011年4月 当社地盤事業本部部長 2011年6月 当社取締役 2015年6月 当社代表取締役、執行役員副社長 2018年4月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	6,272
取締役 常務執行役員 (土木事業本部部長)	細坂 晋一郎	1956年8月5日生	1979年4月 日本テトラポッド株式会社入社 2004年4月 株式会社テトラ名古屋支店次長 2007年10月 当社東京本店副本店長 2008年6月 当社横浜支店長 2010年6月 当社東北支店長 2012年4月 当社執行役員 2016年4月 当社常務執行役員(現任) 2018年4月 当社土木事業本部部長(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	(注)3	4,345
取締役 常務執行役員 (地盤事業本部部長)	大林 淳	1961年3月24日生	1984年3月 当社入社 2008年6月 当社東京本店第二営業部長 2009年5月 当社地盤事業本部技術部長 2016年4月 当社執行役員、地盤事業本部副本部長 兼 技術部長 2018年4月 当社常務執行役員(現任)、地盤事業本部部長(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	(注)3	4,201
取締役 常務執行役員 (管理本部部長)	北川 昌一	1957年12月8日生	1981年4月 日本テトラポッド株式会社入社 2005年7月 当社企画管理部長 2007年5月 当社管理本部財務部長 2013年4月 当社執行役員、管理本部企画財務部長 2018年4月 当社管理本部財務部長 2020年4月 当社常務執行役員(現任)、管理本部部長(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)3	2,333
取締役	大沢 真理	1953年4月4日生	1998年4月 東京大学(現国立大学法人東京大学)社会科学研究所教授 2015年4月 国立大学法人東京大学社会科学研究所長 2018年4月 同大学大学執行役、副学長 2019年6月 同大学名誉教授(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株) (注)5
取締役 監査等委員 (常勤)	廣谷 信行	1957年4月18日生	1980年3月 2007年4月 2009年5月 2010年6月 2015年4月 2016年1月 2016年4月 2020年4月 2020年6月	当社入社 当社千葉支店長 当社東京本店第二営業部長 当社地盤事業本部東京本店副本店長 当社地盤事業本部営業部長 当社地盤事業本部副本部長 当社執行役員、地盤事業本部副本部長 兼 営業部長 当社顧問 当社取締役(監査等委員)[常勤] (現任)	(注)4	1,727
取締役 監査等委員	永田 靖一	1947年7月29日生	1994年3月 1997年9月 2003年3月 2009年3月 2011年4月 2014年6月 2016年6月 2018年4月	サントリーフランス株式会社 社長 サントリー株式会社 欧州支配人兼 ロンドン支店長 サントリー株式会社 取締役、海外カンパニー長 サントリーホールディングス株式会社 執行役員、サントリー酒類株式会社 常務取締役 学校法人帝京大学経済学部教授 当社取締役 当社取締役(監査等委員)(現任) 学校法人帝京大学経済学部客員教授	(注)4	
取締役 監査等委員	寺澤 進	1947年11月15日生	1995年6月 2007年6月 2012年4月 2012年6月 2013年6月 2016年6月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員 同法人品質管理本部長 学校法人中央大学専門職大学院国際会計研究科客員教授 日清オイリオグループ株式会社社外監査役 当社監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
取締役 監査等委員	黒田 清行	1970年1月12日生	1996年4月 2002年5月 2005年11月 2009年6月 2018年6月 2019年5月	弁護士登録、三宅合同法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所)入所 同事務所パートナー WDB株式会社(現WDBホールディングス株式会社)社外監査役 WDB株式会社(現WDBホールディングス株式会社)社外取締役(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) 弁護士法人三宅法律事務所代表社員(現任)	(注)4	
計						33,075

- (注) 1 当社の監査等委員会の体制は次のとおりである。
委員長 廣谷信行氏、委員 永田靖一氏、委員 寺澤進氏、委員 黒田清行氏
- 2 取締役大沢真理氏、永田靖一氏、寺澤進氏および黒田清行氏は、社外取締役である。
- 3 当該取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 4 当該取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 5 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載している。なお2021年6月分の持株会による買付株式数は、提出日(2021年6月30日)現在確認ができないため、2021年5月分買付分までの実質所有株式数を記載している。

- 6 当社は、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入している。執行役員は次のとおりである。
(印は取締役兼務者)

職 名	氏 名	担当業務
執行役員副社長	森 川 雅 行	建設事業管掌
執行役員副社長	河 崎 和 明	建設事業管掌
常務執行役員	細 坂 晋一郎	土木事業本部長
常務執行役員	大 林 淳	地盤事業本部長
常務執行役員	北 川 昌 一	管理本部長
常務執行役員	山 崎 政 俊	建設事業管掌
常務執行役員	竹 内 利 夫	建設事業管掌
常務執行役員	小 林 弘 樹	中部支店長
常務執行役員	只 野 秋 彦	東京本店長
執行役員	錦 織 和 紀 郎	ブロック環境事業本部 副本部長 兼 技術部長
執行役員	平 野 博 明	安全品質環境本部長
執行役員	岡 村 元 嗣	大阪支店長
執行役員	川 口 明 則	土木事業本部 副本部長 兼 工事部長
執行役員	米 谷 清	土木事業本部 副本部長 兼 営業部長
執行役員	青 野 丈 児	東北支店長
執行役員	川 地 洋 治	管理本部 副本部長 兼 総務人事部長
執行役員	根 岸 保 明	地盤事業本部 副本部長 兼 営業部長
執行役員	新 山 千 尋	ブロック環境事業本部長
執行役員	三 浦 久美子	地盤事業本部 副本部長 兼 管理部長
執行役員	野 内 勇 人	地盤事業本部 副本部長 兼 工事部長
執行役員	佐 藤 敬	九州支店長
執行役員	服 部 慶二郎	東京本店副本店長
執行役員	福 島 信 吾	東京本店副本店長

社外役員の員数及び会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役は、有価証券報告書提出日(2021年6月30日)現在、4名(うち監査等委員3名)であり、以下に示すとおり、本人と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はなく、また、後記の当社が定める社外取締役の独立性判断基準に抵触していないため、全員が当社経営陣からの独立性を有していると判断し、全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ている。

イ 社外取締役 大沢 真理 氏

独立役員である社外取締役大沢真理氏は、大学教授としての高い知見及びガバナンスの研究に関する業績を有しており、主にガバナンスに関する研究者としての視点から、独立的、客観的な立場で、経営全般について適切な監督・助言を果たしていただくことを期待し選任している。当社は、同氏が当社の定める社外取締役の独立性判断基準に抵触せず、独立性が高いと判断している。

ロ 社外取締役 永田 靖一 氏

独立役員である社外取締役永田靖一氏は、企業の役員を歴任したことによる企業経営についての豊富な経験及び大学教授としての高い知見を有しており、主に企業役員経験者としての視点から、独立的、客観的な立場で、経営全般について適切な監督・助言を果たしていただくことを期待し選任している。当社は、同氏が当社の定める社外取締役の独立性判断基準に抵触せず、独立性が高いと判断している。

八 社外取締役 寺澤 進 氏

独立役員である社外取締役寺澤進氏は、公認会計士としての専門的知識と豊富な実務経験並びに他の上場会社の社外監査役を歴任したことによる企業の財務、会計についての相当の知見を有しており、主に公認会計士としての視点から、独立的、客観的な立場で、経営全般について適切な監督・助言を果たしていただくことを期待し選任している。当社は、同氏が当社の定める社外取締役の独立性判断基準に抵触せず、独立性が高いと判断している。

二 社外取締役 黒田 清行 氏

独立役員である社外取締役黒田清行氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験があり、また、現在、他の上場会社の社外取締役として企業経営に関与しており、主に弁護士としての視点から、独立的、客観的な立場で、経営全般について適切な監督・助言を果たしていただくことを期待し選任している。当社は、同氏が当社の定める社外取締役の独立性判断基準に抵触せず、独立性が高いと判断している。

社外役員が企業統治において果たす機能、役割、独立性に関する基準又は方針の内容並びに選任状況に関する会社の考え方

当社の社外取締役は、独立性が高く、経営、会計、法律、ガバナンス等の分野で豊富な知識、経験を有する者を選任しており、会社の経営、事業につき、独立的・客観的な立場で意見を述べ、有益な助言をするなど、取締役の職務執行を適切に監督できる体制としている。

監査等委員でない社外取締役は、指名・報酬諮問委員会のメンバーであり、経営会議、執行役員会、リスク管理委員会、投融資委員会に出席し意見を述べることができるほか、取締役社長と定期的に意見交換をするなど、広範な経営課題について意見、情報の交換を図っている。

監査等委員である社外取締役は、指名・報酬諮問委員会のメンバーであり、かつ経営会議、執行役員会、リスク管理委員会、投融資委員会に出席し意見を述べることができるほか、取締役社長及び監査等委員でない取締役と定期的に意見交換会を開催するなど、広範な経営課題について意見、情報の交換を図っている。

さらに、監査等委員である社外取締役は、独立的・客観的な立場で意見、助言を行うなど、経営を十分に監視できる体制を構築している。監査等委員である社外取締役は、取締役会への出席や経営会議の資料、会計、業務処理及び文書管理システムによる重要書類の閲覧、内部監査部門からの内部監査の報告、内部統制システムの整備、運用状況の報告を通じ、業務執行状況の適法性・妥当性等について、客観的・合理的な監査を行っている。

当社は、社外取締役に期待される役割、職責に鑑み、その独立性を実質的に担保するため、社外取締役に指名するための独立性に関する具体的な基準を定めており、この基準に抵触しない者を社外取締役候補者として指名することとしている。その内容は次の通りである。

- a. 当社の親会社又は兄弟会社並びにこれらの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員及び使用人をいい、以下、同様とする。）及び非業務執行取締役、監査役、会計参与（以下、非業務執行者という。）
- b. 当社を主要な取引先とする者（ 1 ）若しくはその業務執行者、非業務執行者又は当社の主要な取引先（ 2 ）若しくはその業務執行者、非業務執行者
 - 1 「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引による過去3年の平均の年間売上高が取引先の連結売上高の2%以上である者をいう。
 - 2 「当社の主要な取引先」とは、以下の者をいう。
 - ・当社との取引による過去3年の平均の年間売上高が当社の連結売上高の2%以上の取引先
 - ・主要な借入金（当社の連結総資産の2%以上の借入金）
 - ・主幹事証券会社
- c. コンサルタント、会計専門家又は法律専門家（ 3 ）であって、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（ 4 ）を得ている者、又は当社と継続的な委託契約関係にある者（ただし、会計監査人については、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」を参考にその独立性を判断する。）
 - 3 「コンサルタント、会計専門家又は法律専門家」が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。
 - 4 「多額の金銭その他の財産」とは、過去3年の平均で年間1,000万円以上のもの、又は相手先の総収入の2%以上のものをいう。

- d. 当社の大株主（ 5 ）の業務執行者、非業務執行者
5 「大株主」とは、当社株式の保有が上位 10 位以内の株主をいう。
- e. 当社からの多額の寄付先（ 6 ）及びその業務執行者、非業務執行者
6 「多額の寄付先」とは、過去 3 年の平均で年間1,000万円以上又は相手先の総収入の 2 %以上の寄付をした相手先をいう。
- f. 当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者、非業務執行者
- g. 過去10年間に於いて a から前 e までに該当していた者
- h. 過去、当社及び当社の子会社の業務執行者、非業務執行者であった者
- i. a から前 h までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（配偶者、二親等内の親族）

(3) 【監査の状況】

監査等委員会の監査等の状況

イ 監査等委員会による監査の組織、人員及び手続きについて

監査等委員会は、監査等委員会の委員長である常勤監査等委員 1 名及び非常勤の監査等委員である独立社外取締役 3 名の合計 4 名で構成され、監査等委員である取締役については、取締役の職務執行等を監督、監査するという監査等委員会の役割、職責に照らし、この職務を適切に遂行できる人物を監査等委員である取締役の候補者として指名することとしている。

また、少なくとも財務・会計に関する十分な知見を有している者を 1 名以上指名することとしており、現在、公認会計士としての専門的知識と豊富な実務経験を有する者を監査等委員である取締役に選任している。

監査等委員会は、原則として、毎月 1 回開催し、監査等に必要事項について決定、同意、協議し、また内部統制システムの整備・運用状況、監査等委員による往査、監査部門の監査等について報告を受け、必要な意見・情報の交換を行っている。

ロ 監査等委員会の開催状況

当事業年度における監査等委員会への、個々の監査等委員の出席状況については、次のとおりである。

なお、決議事項12件、報告事項24件及び協議事項 1 件であり、平均所要時間は 1 時間程度である。

氏名及び役職	開催回数	出席回数
常勤監査等委員 廣谷 信行	15回（就任後11回）	11回（就任後100%）
非常勤監査等委員（社外） 永田 靖一	15回	15回（100%）
非常勤監査等委員（社外） 寺澤 進	15回	15回（100%）
非常勤監査等委員（社外） 黒田 清行	15回	15回（100%）

ハ 常勤及び非常勤監査等委員の活動状況

監査等委員の職務の分担としては、主に常勤監査等委員が監査等計画の全体について監査等を実施するとともに、非常勤監査等委員（独立社外取締役）が独立した立場、経営、会計、法律等の専門的知識を活かした経営全般に関する公正な意見の陳述ないし提言や、常勤監査等委員と共に、それぞれが構成員またはオブザーバーとなっている各設置機関への出席、必要に応じた本社・本支店・作業所等の往査、監査等に必要情報の収集等を行っている。

当社グループの役員、社員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他監査等委員会と協議して定める事項について、適宜、常勤監査等委員または監査等委員会に報告している。また、監査等委員でない取締役は、取締役会において業務執行の状況等を報告するとともに、常勤監査等委員に対し必要な事項につき報告している。さらに、取締役会、経営会議、執行役員会、委員会等、重要な会議において、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、重要な経営事項について監査等委員と情報を共有している。

子会社の監査役は、定期的開催される当社の常勤監査等委員との連絡会に出席し、子会社の監査状況等について報告している。

取締役社長及び監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）は、監査等委員と定期的に意見交換会を開催するなど、事業計画、業績等を含む広範な経営課題について監査等委員と情報や意見を交換している。

二 監査等委員会の主な検討事項

当事業年度において、監査等委員会が取り組んだ重点監査項目は、次のとおりである。

- ・各事業本部の年度計画における事業戦略の実行状況及び目標の達成状況
- ・技術、商品の開発状況及び各事業本部の連携状況と現中期経営計画の見直し
- ・次期中期経営計画の検討・策定の状況
- ・安全衛生活動、各事業本部及び管理本部における働き方改革及びこれに対応した生産性向上に向けた施策への各取り組み状況

ホ 監査等委員会のサポート体制

指定された総務部門（法務担当）の社員2名及び内部監査部門の社員2名は、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の補助者として監査業務を補助することとしている。また、監査等委員会補助者の独立性を確保するよう、監査等委員会補助者の人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得て行い、人事考課についても、監査等委員会は意見を述べるができることとしている。

監査等委員会は、その職務の補助に関し、監査等委員会補助者へ直接指揮命令することができ、監査等委員会補助者は、これに従い誠実に職務を遂行し、適宜、監査等委員会に指示事項の進捗を報告しなければならないこととしている。

監査等委員の職務の執行上必要と認める費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）については、監査等委員の申請に基づき予算を設けるとともに、監査等委員がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員の職務に必要であると認められる費用を負担することとしている。

内部監査の状況等

当社は、内部監査部門（有価証券報告書提出日（2021年6月30日）現在総員3名）が定期的に業務全般を監査し、業務の適正性をチェックしている。

内部監査部門は、監査等委員会に事務局として出席するとともに、常勤監査等委員と毎月1回の定期的な打ち合わせを開催するなどして、当社グループにおける相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について、情報や意見を交換している。また、その内容について取締役社長に報告している。

監査等委員は、会計監査人による会計監査に必要な応じ立会い、また監査計画、監査報告、レビュー結果について、内部監査部門同席の下、会計監査人より報告を受けるとともに、相互に監査計画、監査実施状況、監査の結果等について意見、情報を交換し、相互の連携を図っている。

会計監査の状況

イ 監査法人の名称等

監査法人の名称

有限責任あずさ監査法人

継続監査期間

14年間

上記期間のうち、第61期に係る監査については、有限責任あずさ監査法人とみずほ監査法人が共同監査を実施していた。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士前田貴史氏（継続監査年数2年）及び谷川陽子氏（継続監査年数1年）

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他（公認会計士試験合格者、システム監査担当者等）6名

ロ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合のほか、会計監査人としての適切な職務遂行に支障がある場合など、監査等委員会がその必要があると判断したときには、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査等委員会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出することとしている。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査等委員会が監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任することがある。これにより会計監査人を解任した場合は、監査等委員会が選定した監査等委員が解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した理由を報告することとしている。

ハ 会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の資格等の充足状況、当社の会計監査人の解任または不再任の決定方針への該当性、会計監査人の独立性、監査体制（品質管理体制）と専門性、監査等委員とのコミュニケーション及び監査報酬等の評価等について、確認し、評価している。

二 会計監査人の選定の理由

会計監査人の解任または不再任の決定方針及び監査等委員会による会計監査人の評価結果を勘案し、監査等委員会の決議により、当事業年度（第75期）は会計監査人として有限責任あずさ監査法人を再任し、翌事業年度（第76期）については同様に同監査法人を再任している。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	44		44	
連結子会社				
計	44		44	

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イを除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社				
連結子会社				
計				

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項なし。

二 監査報酬の決定方針

監査計画における監査業務の内容、監査日数（時間）及び過年度の実績等を勘案し、監査等委員会の同意を得て、決定する。

ホ 監査報酬の同意理由

監査等委員会は、当連結会計年度の監査報酬について、監査報酬の決定方針に従い、過年度の監査実績の分析・評価、当事業年度の監査計画と過年度の実績の対比を踏まえつつ、当事業年度の監査計画における監査時間、要員計画、報酬額の見積りの根拠及び会計監査人の職務執行状況などについて確認、検証したうえ、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っている。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1. 取締役の報酬決定の方針、手続の決定方法

監査等委員でない取締役の報酬決定の方針、手続については、独立社外取締役全員と取締役社長で組織する指名・報酬諮問委員会（委員長は独立社外取締役）において、審議のうえ、その答申に基づき、取締役会が決定する。

また、監査等委員である取締役の報酬決定の方針、手続については、監査等委員会が決定する。

2. 監査等委員でない取締役の報酬

(1) 報酬決定の方針

監査等委員でない取締役（経営陣幹部である取締役会長、取締役社長及び代表取締役を含む。）の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、以下のa.基本報酬（固定）、b.業績連動型金銭報酬（賞与）、c.業績連動型株式報酬により構成する。ただし、監査等委員でない社外取締役の報酬については、職責に照らしその独立性を重視する観点から、基本報酬（固定）のみとする。

- a. 監査等委員でない取締役の基本報酬（固定）については、その役位、職務等を勘案し、相応な金額とする。
- b. 監査等委員でない取締役の業績連動型金銭報酬（賞与）については、連結業績（営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益）の達成度等に応じて決定する。
- c. 監査等委員でない取締役の業績連動型株式報酬については、株式交付信託の仕組みを用い、連結業績（親会社株主に帰属する当期純利益、ROE）の達成度に応じて付与する株式交付ポイントに基づき、当社株式の交付及び金銭の支給を行う。

各報酬の基本額（業績連動型報酬については目標100%達成時の基準額をいう。）の報酬全体に占める割合については、会社業績と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役の貢献意欲を高めるため、概ねa.基本報酬（固定）70%、b.業績連動型金銭報酬（賞与）20%、c.業績連動型株式報酬10%とする。また、業績連動型金銭報酬（賞与）及び業績連動型株式報酬の業績に連動する報酬の変動幅を基本額又は基本ポイントに対し0～200%とする。

各報酬の支払時期は以下のとおりとする。

- a. 基本報酬（固定）については、毎月支給する。
- b. 業績連動型金銭報酬（賞与）については、事業年度終了後に前事業年度の業績達成度に応じて算定し、支給する。
- c. 業績連動型株式報酬については、事業年度終了後に前事業年度の業績達成度に応じて算定した株式交付ポイント（1ポイント当たり0.1株）を付与し、退任まで累積加算することとし、退任時に株式交付ポイントに相当する株式の交付及び株式の換価処分金相当額の金銭の支給を行う。

なお、監査等委員でない取締役が取締役の職務の重大な違反等一定の事項に該当した場合は、業績連動型金銭報酬（賞与）及び業績連動型株式報酬を支給しないこととする。

業績連動型報酬に係る指標は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にするため、中期経営計画の経営目標及び年度計画の業績目標に基づき、上記の通り、業績連動型金銭報酬（賞与）については連結営業利益及び連結当期純利益の目標に対する達成度等、業績連動型株式報酬については連結当期純利益、連結ROEの目標に対する達成度としている。

なお、当事業年度における業績連動型報酬に係る指標の目標と実績は、以下のとおりである。

[連結営業利益]

目標：3,450百万円 2020年度実績：4,518百万円

[連結当期純利益]

目標：2,300百万円 2020年度実績：2,990百万円

[連結ROE]

目標：8%以上 2020年度実績：10.5%

(2) 報酬決定の手続

監査等委員でない取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、指名・報酬諮問委員会において審議のうえ、その答申に基づき、取締役会において具体的に決定する。

当事業年度における監査等委員でない取締役の報酬等の額の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が6回、取締役会が3回それぞれ開催され、審議のうえ、監査等委員でない取締役の個別の具体的な金額を決定している。

監査等委員でない取締役の基本報酬（固定）及び業績連動型金銭報酬（賞与）については、株主総会で承認を受けた監査等委員でない取締役の報酬等の総額の範囲内とし、また業績連動型株式報酬については、株主総会で承認を受けた報酬等の額及び内容の範囲内としている。

なお、監査等委員でない取締役に対する金銭報酬（基本報酬（固定）及び業績連動型金銭報酬（賞与））の限度額は、年額300百万円以内である（2019年6月21日第73期定時株主総会決議）。これらの株主総会決議の対象になる監査等委員でない取締役の員数は提出日現在で、基本報酬（固定）については6名、業績連動型金銭報酬（賞与）については5名である。

また、監査等委員でない取締役の業績連動型株式報酬については、拠出金銭の上限は3事業年度（2020年3月末から2022年3月末まで）において170百万円、1事業年度当たりが付与する株式交付ポイントの上限は320,000ポイント（対応する当社株式にして32,000株相当。2019年6月21日第73期定時株主総会決議）である。この株主総会決議の対象になる監査等委員でない取締役の員数は提出日現在で5名である。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会において、取締役会で定められた決定方針と算定方法との整合性を含めた透明かつ客観的な検討・審議を行っており、取締役会は指名・報酬諮問委員会による具体的な個人別の報酬等の額の答申をもとに審議し決定しているため、決定方針に沿うものであると判断している。

3. 監査等委員である取締役の報酬

(1) 報酬決定の方針

監査等委員である取締役の報酬は、その職責に照らし独立性を重視する観点から、常勤・非常勤の区分に応じた基本報酬（固定）のみとする。

(2) 報酬決定の手続

監査等委員である取締役の報酬の決定にあたっては、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬等の総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、具体的な金額を決定する。

なお、監査等委員である取締役に対する報酬の限度額は、年額80百万円以内である（2016年6月23日第70期定時株主総会決議）。この株主総会決議の対象になる監査等委員である取締役の員数は提出日現在で4名である。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

イ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動型報酬	株式報酬	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	222 (6)	137 (6)	62 ()	24 ()	8 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	46 (28)	46 (28)	()	()	5 (3)
合計 (うち社外取締役)	269 (34)	183 (34)	62 ()	24 ()	13 (4)

(注) 1. 上表の業績連動型報酬（賞与）の総額は、役員賞与引当額である。

2. 上表の業績連動型株式報酬の総額は、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（当社株式について、当社が拠出した金銭を原資として当社が設定した信託が取得し、当該信託を通じて各監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行う株式報酬制度）に関して、付与される見込みの株式交付ポイントである174,250ポイント（対応する当社株式数にして17,425株相当）の当事業年度に係る費用計上額である。

ロ 役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在しない。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項なし。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を純投資株式、純投資目的以外の目的である投資株式を政策保有株式に区分している。

また、政策保有株式で信託契約その他の契約又は法律上の規程に基づき議決権行使権限を有する株式についてはみなし保有株式、それ以外を特定投資株式として区分している。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．政策保有株式に関する保有方針

当社は、投資先と良好な関係を築きあげ、事業を円滑に推進するための限定的な保有とし、継続保有の合理性が認められない政策保有株式は縮減する。

b．保有の合理性を検証する方法（上場株式）

上記 a．の方針のもと、取締役会において、毎年定期的に、個別銘柄毎に保有の目的及び受注機会の拡大、経営資源の安定調達、技術・商品開発の促進等での取引関係の強化により得られるリターンと保有に伴うリスク等、資本コストを踏まえ具体的に精査する。

以上の定量的評価に定性的な評価を加え、当社の中長期的な企業価値の向上に資するか否かの観点から、保有継続の適否を検証し、その結果、保有が適切でないと思われるものについては、削減する。

c．個別銘柄の保有適否に関する取締役会等における検証の内容（上場株式）

当事業年度は2020年9月28日開催の取締役会において議題「政策保有株式の保有状況の件」を付議し、個別銘柄毎に上記 b．の検証を行った結果、上場株式全 6 銘柄を継続して保有することとした。

d．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	25	1,226
非上場株式以外の株式	6	594

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当なし

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当なし

e. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日鉄鉱業株式会社	30,300	30,300	同社の鉱山開発技術と当社の地盤改良技術及び土壌環境技術に関連した技術開発の可能性に着目し同社株式を保有している。	有
	206	128		
京浜急行電鉄株式会社	75,000	75,000	当社の売上構成は公共事業比率が高く、その予算付けにより業績を左右されるリスクがあることから、民間需要からの受注を拡大することを営業戦略としている。その一環として、主に土木事業の受注機会拡大を図るため同社株を保有している。	無
	125	136		
株式会社三菱UFJ フィナンシャルグループ	168,000	168,000	長年にわたり当社の主たる資金調達先であると同時に証券代行業務委託や、企業年金等の金融関係取引を行っており、その取引を安定的に維持するため同行株式を保有している。なお、同行をアレンジャーとしたシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結している。	有
	99	68		
近鉄グループホールディングス株式会社	15,700	15,700	民間需要からの受注を拡大する営業戦略から、主に土木事業の受注機会拡大を図るため同社株を保有している。	無
	66	79		
名古屋鉄道株式会社	20,000	20,000	民間需要からの受注を拡大する営業戦略から、主に土木事業の受注機会拡大を図るため同社株を保有している。	無
	53	61		
日本製鉄株式会社	23,432	23,432	民間需要からの受注を拡大する営業戦略から、同社グループの施設整備において当社の3事業に関係する受注を図ることに加えて、鋼材や地盤改良材など当社が供給する建設資材の安定調達を図るため、同社株を保有している。	有
	44	22		

(注) 定量的な保有効果については、2020年9月28日開催の取締役会において検証を行ったが、取引上の守秘義務等の観点から記載は困難である。

みなし保有株式

該当事項なし。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項なし。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項なし。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項なし。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けている。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構等が主催する研修会への参加並びに会計専門書の定期購読を行っている。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	8,879	11,912
受取手形・完成工事未収入金等	1 27,147	1 21,383
電子記録債権	1,349	2,172
有価証券	-	500
未成工事支出金等	1,002	988
販売用不動産	266	546
材料貯蔵品	695	881
未収入金	1,024	1,327
預け金	1,240	1,463
その他	810	484
貸倒引当金	92	79
流動資産合計	42,320	41,578
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,079	2,288
減価償却累計額	1,283	1,343
建物及び構築物(純額)	796	945
機械装置及び運搬具	9,728	11,937
減価償却累計額	8,103	9,520
機械装置及び運搬具(純額)	1,625	2,417
工具、器具及び備品	15,215	15,474
減価償却累計額	14,383	14,509
工具、器具及び備品(純額)	832	965
土地	2,356	2,572
リース資産	773	763
減価償却累計額	429	410
リース資産(純額)	344	353
建設仮勘定	559	259
有形固定資産合計	6,512	7,510
無形固定資産		
無形固定資産合計	574	1,266
投資その他の資産		
投資有価証券	1,765	1,880
長期貸付金	25	23
繰延税金資産	1,249	1,139
退職給付に係る資産	-	118
その他	589	670
貸倒引当金	102	102
投資その他の資産合計	3,526	3,728
固定資産合計	10,612	12,504
資産合計	52,932	54,082

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	7,174	7,832
電子記録債務	7,411	6,298
短期借入金	2 3,000	2 1,020
リース債務	147	144
未払金	1,097	1,001
未払法人税等	720	1,097
未払消費税等	181	1,382
未成工事受入金等	2,230	2,283
完成工事補償引当金	73	88
工事損失引当金	69	57
賞与引当金	1,019	1,086
役員賞与引当金	57	62
その他	366	627
流動負債合計	23,543	22,976
固定負債		
長期借入金	-	145
リース債務	255	270
役員株式給付引当金	73	84
退職給付に係る負債	1,275	789
その他	8	132
固定負債合計	1,611	1,419
負債合計	25,154	24,396
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	14,756	14,756
利益剰余金	8,570	10,684
自己株式	636	1,131
株主資本合計	27,691	29,309
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	88	190
為替換算調整勘定	153	156
退職給付に係る調整累計額	204	33
その他の包括利益累計額合計	269	1
非支配株主持分	356	377
純資産合計	27,778	29,687
負債純資産合計	52,932	54,082

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高		
完成工事高	1 66,960	1 67,215
兼業事業売上高	4,239	5,093
売上高合計	71,200	72,308
売上原価		
完成工事原価	2 56,776	2 56,642
兼業事業売上原価	3 2,466	3 3,158
売上原価合計	59,242	59,800
売上総利益		
完成工事総利益	10,184	10,573
兼業事業総利益	1,773	1,935
売上総利益合計	11,957	12,508
販売費及び一般管理費		
役員賞与及び役員賞与引当金繰入額	58	64
役員株式給付費用及び役員株式給付引当金繰入額	23	24
従業員給料手当	2,553	2,818
賞与及び賞与引当金繰入額	947	1,046
退職給付費用	97	122
貸倒引当金繰入額	9	14
その他	3,773	3,929
販売費及び一般管理費合計	4 7,461	4 7,989
営業利益	4,497	4,518
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	71	53
特許実施収入	14	11
保険解約返戻金	-	57
受取保険金	1	158
その他	17	17
営業外収益合計	104	296
営業外費用		
支払利息	23	22
支払手数料	100	31
支払保証料	25	27
為替差損	13	3
その他	31	13
営業外費用合計	192	97
経常利益	4,409	4,718

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
特別利益		
固定資産売却益	5 26	5 25
その他	-	1
特別利益合計	26	25
特別損失		
固定資産除却損	6 51	6 114
投資有価証券評価損	32	-
損害賠償金	1	-
その他	23	1
特別損失合計	107	114
税金等調整前当期純利益	4,328	4,629
法人税、住民税及び事業税	1,381	1,546
法人税等調整額	141	71
法人税等合計	1,522	1,617
当期純利益	2,805	3,012
非支配株主に帰属する当期純利益	28	22
親会社株主に帰属する当期純利益	2,777	2,990

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
当期純利益	2,805	3,012
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	35	102
為替換算調整勘定	1	3
退職給付に係る調整額	143	171
その他の包括利益合計	179	271
包括利益	2,626	3,283
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,599	3,260
非支配株主に係る包括利益	27	23

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	14,756	6,605	164	26,197
当期変動額					
剰余金の配当			812		812
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,777		2,777
自己株式の取得				472	472
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	1,965	472	1,493
当期末残高	5,000	14,756	8,570	636	27,691

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	122	152	61	91	332	26,439
当期変動額						
剰余金の配当						812
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,777
自己株式の取得						472
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	34	1	143	179	25	154
当期変動額合計	34	1	143	179	25	1,339
当期末残高	88	153	204	269	356	27,778

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	14,756	8,570	636	27,691
当期変動額					
剰余金の配当			877		877
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,990		2,990
自己株式の取得				508	508
自己株式の処分		0		12	12
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	2,114	495	1,618
当期末残高	5,000	14,756	10,684	1,131	29,309

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	88	153	204	269	356	27,778
当期変動額						
剰余金の配当						877
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,990
自己株式の取得						508
自己株式の処分						12
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	102	3	171	270	20	290
当期変動額合計	102	3	171	270	20	1,909
当期末残高	190	156	33	1	377	29,687

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,328	4,629
減価償却費	1,079	1,351
のれん償却額	-	39
貸倒引当金の増減額(は減少)	6	18
賞与引当金の増減額(は減少)	200	64
役員賞与引当金の増減額(は減少)	9	5
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	23	10
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	442	238
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	-	118
その他の引当金の増減額(は減少)	77	4
受取利息及び受取配当金	72	54
支払利息	23	22
売上債権の増減額(は増加)	6,252	5,166
未成工事支出金等の増減額(は増加)	85	23
材料貯蔵品の増減額(は増加)	180	185
仕入債務の増減額(は減少)	3,416	588
未成工事受入金等の増減額(は減少)	1,346	47
投資有価証券評価損益(は益)	32	-
未払消費税等の増減額(は減少)	114	1,253
未収入金の増減額(は増加)	1,258	272
預け金の増減額(は増加)	1,570	223
その他の流動資産の増減額(は増加)	85	328
その他の流動負債の増減額(は減少)	163	130
その他	135	292
小計	3,341	11,667
利息及び配当金の受取額	73	54
利息の支払額	26	20
法人税等の支払額	1,366	1,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,659	10,451
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の増減額(は増加)	2,000	500
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,534	2,466
有形及び無形固定資産の売却による収入	62	73
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2
投資有価証券の取得による支出	2	2
会員権の取得による支出	6	-
会員権の償還による収入	29	-
貸付けによる支出	2	4
貸付金の回収による収入	18	9
保険積立金の解約による収入	-	495
その他	12	18
投資活動によるキャッシュ・フロー	577	2,661

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	2,100	2,711
長期借入金の返済による支出	-	456
自己株式の取得による支出	472	508
自己株式の売却による収入	0	12
割賦債務及びリース債務の返済による支出	133	181
配当金の支払額	808	873
非支配株主への配当金の支払額	2	2
支払手数料の支払額	101	35
財務活動によるキャッシュ・フロー	583	4,754
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	0
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	3,501	3,036
現金及び現金同等物の期首残高	12,369	8,868
現金及び現金同等物の期末残高	1 8,868	1 11,904

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社

7社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおり。

なお、愛知ベース工業(株)及び日本土質試験センター(株)については、議決権の過半数を取得したことにより、当連結会計年度より連結子会社としている。

(2)非連結子会社

該当事項なし。

2 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項なし。

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

該当事項なし。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるFudo Construction Inc.の決算日は12月31日である。連結財務諸表作成にあたっては同決算日現在の財務諸表を使用している。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っている。

上記以外の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致している。

4 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

未成工事支出金等

個別法による原価法

販売用不動産

個別法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品

移動平均法又は先入先出法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

役員賞与引当金

取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上している。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（11～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(6)のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却している。

(7)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(8)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

共同企業体に係る工事の会計処理については、構成企業の出資割合に応じて決算に取り込む方式によっている。

(重要な会計上の見積り)

工事進行基準による収益認識

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度
工事進行基準による完成工事高 (未完成の工事)	25,715百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事進行基準の適用にあたっては、当連結会計年度末において工事出来高に対応して発生した工事原価の見積工事原価総額に対する割合により算出した進捗率により売上高を計上している。

工事原価総額の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額が信頼性をもって見積ることが可能となった連結会計年度に認識している。また、将来工事原価総額の見積りの前提条件の変更等(設計変更や天災等)により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性がある。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準である。収益は、次の5つのステップを適用し認識される。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定である。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表へ与える重要な影響はない。

「時価の算定に関する会計基準」等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものである。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされている。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定である。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表へ与える重要な影響はない。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載している。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していない。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」「未払消費税等」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた1,645百万円は「未払金」1,097百万円、「未払消費税等」181百万円、「その他」366百万円として組み替えている。

前連結会計年度において、区分掲記していた「固定負債」の「繰延税金負債」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「繰延税金負債」5百万円、「その他」3百万円は、「その他」8百万円として組み替えている。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記していた「特別損失」の「固定資産売却損」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」に表示していた「固定資産売却損」22百万円、「その他」1百万円は、「その他」23百万円として組み替えている。

前連結会計年度において、「営業外収益」の「保険差益金」は、より適切な名称とするため、当連結会計年度より「受取保険金」と科目名称を変更している。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記していた「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券売却損益(は益)」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「投資有価証券売却損益(は益)」0百万円、「その他」134百万円は、「その他」135百万円として組み替えている。

前連結会計年度において、区分掲記していた「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券の売却による収入」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「投資有価証券の売却による収入」1百万円、「その他」11百万円は、「その他」12百万円として組み替えている。

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「自己株式の売却による収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた0百万円は、「自己株式の売却による収入」0百万円として組み替えている。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

1 取引の概要

当社は2016年6月23日開催の第70期定時株主総会において、当社取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」をいう。)に対するインセンティブ・プランとして、2016年度から業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議した。

本制度は当社業績および株主価値との連動性をより明確にし、取締役が適切にリスクテイクの下で継続的に経営目標を実現するインセンティブを高めることを目的とした報酬制度である。

具体的には、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)と称される仕組みを採用し、あらかじめ当社が拠出した金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、各連結会計年度の業績目標の達成度等に応じて当社株式を取締役に交付するものである。

2 信託に残存する株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上している。

当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前連結会計年度末145百万円および105,373株、当連結会計年度末133百万円および96,533株である。なお、2019年5月13日開催の取締役会決議により、信託期間の3年間延長および追加信託の拠出を決定している。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明であり、社会・経済への影響が懸念されるが、当社グループは、感染症防止策を徹底し、社員の安全を確保しつつ工事を継続することを前提に、工事進行基準等の会計上の見積りを行っている。

当連結会計年度の新型コロナウイルス感染症による連結財務諸表への影響は軽微だが、今後の感染状況によっては翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性がある。

(関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続)

当連結会計年度より企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4-3項に規定する「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に採用した会計処理の原則及び手続を適用し、「その他連結財務諸表作成のための重要な事項」に注記を記載している。

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
受取手形割引高	- 百万円	18百万円
受取手形裏書譲渡高	10	52

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結している。連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	4,000百万円	4,000百万円
借入実行残高	1,000	600
差引額	3,000	3,400

(連結損益計算書関係)

1 工事進行基準による完成工事高は次のとおりである。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
56,760百万円	55,828百万円

2 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額又は戻入額()は次のとおりである。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
58百万円	11百万円

3 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げ額は次のとおりである。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
兼業事業売上原価 1百万円	266百万円

4 研究開発費

一般管理費に含まれている研究開発費の総額は次のとおりである。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
659百万円	723百万円

5 固定資産売却益の内訳は次のとおりである。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物 1百万円	- 百万円
機械装置及び運搬具 -	14
工具、器具及び備品 25	11

6 固定資産除却損の内訳は次のとおりである。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物 2百万円	13百万円
機械装置及び運搬具 3	35
工具、器具及び備品 1	2
リース資産 1	0
解体撤去費用他 45	63
無形固定資産 -	1

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	108百万円	111百万円
組替調整額	32	-
税効果調整前	76	111
税効果額	41	8
その他有価証券評価差額金	35	102
為替換算調整勘定		
当期発生額	1	3
組替調整額	-	-
税効果調整前	1	3
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	1	3
退職給付に係る調整額		
当期発生額	211	187
組替調整額	5	60
税効果調整前	207	247
税効果額	63	76
退職給付に係る調整額	143	171
その他の包括利益合計	179	271

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,489,522	-	-	16,489,522

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	297,793	359,952	240	657,505

(変動事由の概要)

- 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式105,373株が含まれている。
- 普通株式の自己株式の株式数の増加359,952株は、会社法第165条第2項の規定に基づく自己株式の取得による増加297,600株、役員報酬BIP信託による当社株式の取得による増加59,100株及び単元未満の買取による増加3,252株によるものである。
- 普通株式の自己株式の株式数の減少240株は、単元未満株式の買増請求に伴う自己株式売渡による減少240株によるものである。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	812	50.00	2019年3月31日	2019年6月24日

(注) 2019年6月21日定時株主総会決議による配当額の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれている。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	877	55.00	2020年3月31日	2020年6月22日

(注) 2020年6月19日定時株主総会決議による配当額の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれている。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,489,522	-	-	16,489,522

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	657,505	358,226	9,010	1,006,721

(変動事由の概要)

- 1 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式96,533株が含まれている。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の増加358,226株は、会社法第165条第2項の規定に基づく自己株式の取得による増加353,600株及び単元未満の買取による増加4,626株によるものである。
- 3 普通株式の自己株式の株式数の減少9,010株は、役員報酬BIP信託への当社株式の払出による減少8,840株及び単元未満株式の買増請求に伴う自己株式売渡による減少170株によるものである。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	877	55.00	2020年3月31日	2020年6月22日

(注) 2020年6月19日定時株主総会決議による配当額の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれている。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	935	60.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(注) 2021年6月29日定時株主総会決議による配当額の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれている。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預金勘定	8,879百万円	11,912百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	11	8
現金及び現金同等物	8,868	11,904

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当なし。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

株式の取得により新たに愛知ベース工業グループを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに愛知ベース工業グループの取得価額と愛知ベース工業グループ取得のための支出(純額)との関係は次のとおりである。

流動資産	984 百万円
固定資産	1,256
のれん	386
流動負債	1,010
固定負債	1,137
株式の取得価額	479
現金及び現金同等物	197
差引：取得のための支出	283

3 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	128百万円	112百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主として、子会社の建設機械である。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.(2)重要な減価償却資産の減価償却方法」に記載のとおりである。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入に
よっている。デリバティブは、ヘッジ目的のものに限定し、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されているが、社内規程に従
い、取引先の信用調査を行い、取引先別に回収期日管理及び残高管理を行うと共に、債権保証を活用する等
によりリスクの軽減を図っている。

有価証券である合同運用指定金銭信託は預金と同様の性格を有し、短期で決済されるものであるため、信
用リスクは僅少である。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況
等の把握を行っている。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であるが、変動金利であるため、金利リスクに
晒されている。

また、営業債務や借入金は、資金調達に係る流動性リスク(支払日に支払を実行できないリスク)に晒さ
れているが、月次に資金繰計画を作成するとともに、取引銀行との貸出コミットメント契約を締結する等
により、流動性リスクを管理している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が
含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用するこ
とにより、当該価額が変動することもある。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない。(注2)参照)

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金預金	8,879	8,879	-
(2)受取手形・完成工事未収入金等	27,147	27,156	9
(3)電子記録債権	1,349	1,349	-
(4)投資有価証券	530	530	-
資産計	37,906	37,915	9
(1)支払手形・工事未払金等	7,174	7,174	-
(2)電子記録債務	7,411	7,411	-
(3)短期借入金	3,000	3,000	-
(4)リース債務	402	425	23
負債計	17,986	18,009	23

リース債務(流動負債)、リース債務(固定負債)の合計額である。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金預金	11,912	11,912	-
(2)受取手形・完成工事未収入金等	21,383	21,390	7
(3)電子記録債権	2,172	2,172	-
(4)有価証券・投資有価証券	1,145	1,145	-
資産計	36,612	36,619	7
(1)支払手形・工事未払金等	7,832	7,832	-
(2)電子記録債務	6,298	6,298	-
(3)短期借入金	1,020	1,020	-
(4)長期借入金	145	145	0
(5)リース債務	414	431	17
負債計	15,708	15,725	17

リース債務(流動負債)、リース債務(固定負債)の合計額である。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってい

る。

(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によってい

る。

(3)電子記録債権

電子記録債権は概ね短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってい

る。

(4)有価証券・投資有価証券

有価証券である合同運用指定金銭信託は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似しているこ

とから、当該帳簿価額によってい

る。投資有価証券の時価の算定方法は、取引所の価格によってい

る。また、定められた注記事項は、「有価証券関係」に記載している。

負 債

(1)支払手形・工事未払金等、(2)電子記録債務、並びに(3)短期借入金

これらは概ね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によ

ってい

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してい

る。

(5)リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してい

る。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2020年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (2021年3月31日) (百万円)
非上場株式	1,235	1,235

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)有価証券・投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)
(1)現金預金	8,879	-	-
(2)受取手形・完成工事未収入金等	23,585	3,562	-
合計	32,464	3,562	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)
(1)現金預金	11,912	-	-
(2)受取手形・完成工事未収入金等	18,526	2,857	-
(3)有価証券	500	-	-
合計	30,939	2,857	-

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,000	-	-	-	-	-
リース債務	147	110	81	42	22	0

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,020	-	-	-	-	-
長期借入金	-	20	20	5	-	100
リース債務	144	115	77	50	20	8

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	304	180	124
小計	304	180	124
(2)連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	226	247	22
小計	226	247	22
合計	530	427	103

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	519	277	242
小計	519	277	242
(2)連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	126	153	28
合同運用指定金融信託	500	500	-
小計	626	653	28
合計	1,145	931	214

2 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1	-	0
合計	1	-	0

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	-	0
合計	0	-	0

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当連結会計年度において、減損処理を行い投資有価証券評価損32百万円を「特別損失」に計上している。

なお、下落率が30%~50%の株式の減損処理にあたっては、当該金額の重要性、回収可能性を考慮の上、必要と認められた額について減損処理を行っている。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項なし。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金法に基づく確定給付企業年金制度（キャッシュバランスプラン）、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けている。

なお、その他の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度のみを設けている。

また、当社及び一部の連結子会社は2021年4月に導入した60歳から65歳への定年延長に伴う退職一時金制度の変更を行っている。

2 退職給付債務に関する事項

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	6,714百万円	6,381百万円
勤務費用	160	159
利息費用	67	63
数理計算上の差異の発生額	54	40
退職給付の支払額	613	515
過去勤務費用の発生額	-	31
退職給付債務の期末残高	6,381	6,099

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	5,203百万円	5,107百万円
期待運用収益	104	102
数理計算上の差異の発生額	157	197
事業主からの拠出額	478	475
退職給付の支払額	521	453
年金資産の期末残高	5,107	5,428

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	5,578百万円	5,337百万円
年金資産	5,107	5,428
	471	91
非積立型制度の退職給付債務	804	761
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,275	671
退職給付に係る負債	1,275	789
退職給付に係る資産	-	118
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,275	671

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	160百万円	159百万円
利息費用	67	63
期待運用収益	104	102
数理計算上の差異の費用処理額	5	60
確定給付制度に係る退職給付費用	127	180

(5)退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	- 百万円	31百万円
数理計算上の差異	207	216
合計	207	247

(6)退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	- 百万円	31百万円
未認識数理計算上の差異	295	79
合計	295	47

(7)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	53.4%	- %
株式	16.4%	- %
現金及び預金	0.8%	0.7%
一般勘定	19.9%	18.9%
短期資金	0.9%	80.4%
その他	8.6%	- %
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8)数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	1.0%	1.0%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
78百万円	73百万円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	312百万円	358百万円
未実現有形固定資産売却益	269	269
投資有価証券評価損	220	220
繰越外国税額控除	150	211
販売用不動産等評価損	93	208
退職給付に係る負債	391	206
未払事業税等	58	69
貸倒引当金	59	55
その他	284	315
繰延税金資産小計	1,835	1,912
評価性引当額	576	755
繰延税金資産合計	1,259	1,157
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	13	22
固定資産圧縮積立金	2	2
その他	-	3
繰延税金負債合計	15	27
繰延税金資産の純額	1,244	1,130

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	1.8	1.2
永久に益金に算入されない項目	0.3	0.2
住民税均等割額等	1.7	1.5
試験研究費の特別税額控除額	1.9	2.2
評価性引当金の増減による影響	4.0	4.0
その他	0.8	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.2	34.9

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 愛知ベース工業グループ
事業の内容 地盤改良工事、地盤調査 他

(2) 企業結合を行った主な理由

愛知ベース工業グループの中核となる愛知ベース工業は、愛知県岡崎市に本社を置き、2000年の会社設立以来、愛知県を中心として主に戸建住宅基礎の地盤改良工事を手掛け、近年は戸建住宅からより規模の大きい建築構造物基礎の地盤改良工事へのシフトを目指していた。

このため、愛知ベース工業グループを当社グループに迎え、技術力や資金面での支援をおこない中小規模の建築構造物基礎の地盤改良工事への参入を加速させることで、当社グループとしては戸建住宅基礎から大規模土木・建築構造物基礎までの幅広い地盤改良工事を手掛けることが可能となり、目標とする収益基盤の多様化に通じることから、本株式取得を行うこととした。

(3) 企業結合日

2020年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更なし。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の現金を対価とする株式取得を実施したため、当社を取得企業としている。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年10月1日から2021年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	479百万円
取得原価		479百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 36百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

386百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力である。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	984	百万円
固定資産	1,256	
資産合計	2,240	
流動負債	1,010	
固定負債	1,137	
負債合計	2,147	

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略している。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社及び子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている。

当社グループは、土木事業を土木事業本部が、地盤改良事業を地盤事業本部が、ブロック事業をブロック環境事業本部が担当していることから、「土木事業」、「地盤改良事業」、「ブロック事業」を報告セグメントとしている。

「土木事業」は、道路、トンネル、橋梁、下水道等の陸上土木工事と港湾、埋立護岸、海岸等の海洋土木工事の施工を行っている。

「地盤改良事業」は、陸上・海上の地盤改良工事の施工、施工機械の賃貸及び関連する商品の販売を行っている。

「ブロック事業」は、港湾・漁港・空港・河川・海岸等の護岸に使用される消波、根固ブロック製造用の鋼製型枠の賃貸及び関連する商品・実験設備・ソフトウェア等の販売を行っている。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と概ね同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいている。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	土木事業	地盤改良 事業	ブロック 事業	合計				
売上高								
外部顧客に対する売上高	33,437	33,778	3,675	70,890	310	71,200	-	71,200
セグメント間の内部売上高 又は振替高	807	549	13	271	283	554	554	-
計	34,244	33,229	3,688	71,161	593	71,753	554	71,200
セグメント利益	1,298	3,203	493	4,994	20	5,014	518	4,497
その他の項目								
減価償却費	61	883	133	1,077	1	1,079	-	1,079

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ内の保険等のサービス事業等からなる。
2 セグメント利益の調整額 518百万円には、賞与引当金等の決算調整額 570百万円、セグメント間取引消去 54百万円、その他の調整額 1百万円が含まれている。
3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。
4 セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため記載していない。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	土木事業	地盤改良 事業	ブロック 事業	合計				
売上高								
外部顧客に対する売上高	34,987	32,654	4,363	72,005	303	72,308	-	72,308
セグメント間の内部売上高 又は振替高	630	123	3	756	306	1,063	1,063	-
計	35,617	32,777	4,367	72,761	609	73,370	1,063	72,308
セグメント利益又は損失()	2,235	2,314	988	5,538	355	5,182	664	4,518
その他の項目								
減価償却費	97	1,081	172	1,350	1	1,351	-	1,351

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ内の保険等のサービス事業等からなる。
2 セグメント利益又は損失()の調整額 664百万円には、賞与引当金等の決算調整額 726百万円、セグメント間取引消去58百万円、その他の調整額4百万円が含まれている。
3 セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。
4 セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため記載していない。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略した。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略した。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略した。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
国土交通省	7,142	土木事業・地盤改良事業・ブロック事業

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略した。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略した。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略した。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
国土交通省	9,821	土木事業・地盤改良事業・ブロック事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項なし。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	土木事業	地盤改良 事業	ブロック 事業	合計				
当期償却額	-	39	-	39	-	39	-	39
当期末残高	-	348	-	348	-	348	-	348

(注) 当連結会計年度において、地盤改良性事業の収益性強化を目的として、愛知ベース工業グループ株式を取得し、連結子会社としたことにより、地盤改良性事業セグメントにおいて、のれん386百万円を計上している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,732円03銭	1,893円06銭
1株当たり当期純利益	174円70銭	192円18銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
連結損益計算書上の親会社株主に 帰属する当期純利益	2,777百万円	2,990百万円
普通株主に帰属しない金額	- 百万円	- 百万円
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	2,777百万円	2,990百万円
普通株式の期中平均株式数	15,898千株	15,559千株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額	27,778百万円	29,687百万円
純資産の部の合計額から控除する 金額	356百万円	377百万円
(うち非支配株主持分)	356百万円	377百万円
普通株式に係る期末の純資産額	27,422百万円	29,310百万円
1株当たり純資産額の算定に用いら れた普通株式の数	15,832千株	15,483千株

4 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めている。

1株当たり当期純利益金額の算定上、当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度592千株、当連結会計年度931千株、このうち役員報酬BIP信託が所有する当社株式の期中平均株式数は前連結会計年度83千株、当連結会計年度99千株であり、1株当たり純資産額の算定上、当該自己株式の期末株式数は前連結会計年度658千株、当連結会計年度1,007千株、このうち役員報酬BIP信託が所有する当社株式の期末株式数は前連結会計年度105千株、当連結会計年度97千株である。

(重要な後発事象)

1. 自己株式取得

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得について、次のとおり決議した。

自己株式の取得に係る決議内容

(1) 取得する株式の種類及び数

当社普通株式 32万株(上限)

(2) 株式の取得価額の総額

500百万円(上限)

(3) 取得期間

2021年5月17日～2021年7月30日

2. 株式取得による持分法適用会社化

当社米国子会社であるFudo Construction Inc.(以下「FCI」という)は2021年6月1日を契約成立日として、米国の地盤改良会社であるAdvanced Geosolutions Inc.との間で、株式売買と業務運営に関する資本業務提携契約を締結した。

なお、株式取得後は持分法適用会社となる見込みである。

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 : Advanced Geosolutions Inc.(以下「AGI社」という)

事業の内容 : 地盤改良工事及び関連エンジニアリング事業

(2) 株式取得の目的及び理由

AGI社は2004年に創業した米国の地盤改良会社であり、様々な工法の地盤改良工事を施工している。これまで、FCIとAGI社はジョイントベンチャーによる大型工事の受注などの協力実績があり、両社の事業展開において良好な関係を継続してきた。

FCIはAGI社の営業ネットワークを活用し営業力強化を図り、また、AGI社の営業活動領域拡大に協調し、両社事業の更なる発展を図ることを目的として、本提携を行うことを決定したものである。

(3) 株式取得の時期

2021年7月1日(予定)

(4) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数 : 4,165株

取得価額 : 3.3百万米ドル

取得後の持分比率 : 49%

(5) 支払資金の調達及び支払方法

当社グループ内の手元資金から、取得の対価を現金で支払う予定である。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項なし。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,000	1,020	0.5	
1年以内に返済予定のリース債務	147	144	4.6	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	145	0.4	2022年4月～ 2028年9月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	255	270	3.9	2022年4月～ 2026年3月
その他有利子負債	-	-	-	
合計	3,402	1,579		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	20	20	5	-
リース債務	115	77	50	20

【資産除去債務明細表】

該当事項なし。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	15,493	30,938	50,847	72,308
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	877	1,902	3,558	4,629
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	594	1,249	2,227	2,990
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	37.66	79.93	142.89	192.18

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	37.66	42.31	63.11	49.30

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	7,853	10,294
受取手形	3,049	1,799
電子記録債権	1,311	1,841
有価証券	-	500
完成工事未収入金	22,628	17,994
兼業事業未収入金	224	1 305
未成工事支出金等	926	871
販売用不動産	266	0
材料貯蔵品	66	74
関係会社短期貸付金	900	2,274
未収入金	1 2,042	1 2,334
預け金	1,223	1,446
その他	859	1 307
貸倒引当金	94	84
流動資産合計	41,253	39,955
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,082	1,093
減価償却累計額	610	571
建物(純額)	472	522
構築物	408	436
減価償却累計額	229	248
構築物(純額)	179	188
機械及び装置	371	396
減価償却累計額	315	328
機械及び装置(純額)	56	68
船舶	174	242
減価償却累計額	152	166
船舶(純額)	22	76
車両運搬具	5	5
減価償却累計額	4	4
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	13,895	13,990
減価償却累計額	13,271	13,314
工具、器具及び備品(純額)	624	676
土地	1,481	1,481
リース資産	205	175
減価償却累計額	129	100
リース資産(純額)	76	75
建設仮勘定	59	-
有形固定資産合計	2,970	3,086

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
無形固定資産		
ソフトウェア	554	873
その他	3	3
無形固定資産合計	558	876
投資その他の資産		
投資有価証券	1,719	1,820
関係会社株式	859	1,346
従業員に対する長期貸付金	25	21
関係会社長期貸付金	1,100	1,000
破産更生債権等	1	0
繰延税金資産	847	743
前払年金費用	-	43
その他	499	522
貸倒引当金	98	95
投資その他の資産合計	4,953	5,400
固定資産合計	8,480	9,362
資産合計	49,733	49,317
負債の部		
流動負債		
支払手形	1 416	1 599
電子記録債務	7,411	6,298
工事未払金	1 6,102	1 6,052
兼業事業未払金	1 405	1 447
短期借入金	2 3,000	2 900
リース債務	36	41
未払金	1 750	1 471
未払法人税等	687	982
未払消費税等	-	1,344
未成工事受入金等	2,181	2,220
完成工事補償引当金	73	88
工事損失引当金	69	57
賞与引当金	966	1,026
役員賞与引当金	57	62
その他	1 515	1 757
流動負債合計	22,666	21,344
固定負債		
リース債務	71	67
役員株式給付引当金	73	84
退職給付引当金	968	662
その他	1 4	1 4
固定負債合計	1,117	816
負債合計	23,783	22,159

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金		
資本準備金	2,472	2,472
その他資本剰余金		
自己株式処分差益	0	0
資本剰余金合計	2,472	2,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
配当準備積立金	221	221
固定資産圧縮積立金	4	4
別途積立金	4,524	4,524
繰越利益剰余金	14,382	15,989
利益剰余金合計	19,131	20,739
自己株式	734	1,229
株主資本合計	25,870	26,982
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	80	176
評価・換算差額等合計	80	176
純資産合計	25,951	27,158
負債純資産合計	49,733	49,317

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
売上高		
完成工事高	1 62,396	1 61,839
兼業事業売上高	3,301	3,959
売上高合計	65,697	65,798
売上原価		
完成工事原価	53,276	52,606
兼業事業売上原価	1,841	2,356
売上原価合計	55,117	54,961
売上総利益		
完成工事総利益	9,121	9,234
兼業事業総利益	1,460	1,603
売上総利益合計	10,580	10,837
販売費及び一般管理費		
役員報酬	180	183
役員賞与及び役員賞与引当金繰入額	57	62
役員株式給付費用及び役員株式給付引当金繰入額	23	24
従業員給料手当	2,330	2,539
賞与及び賞与引当金繰入額	893	985
退職給付費用	79	107
法定福利費	476	517
福利厚生費	297	331
修繕維持費	47	48
事務用品費	128	145
通信交通費	403	261
動力用水光熱費	24	23
調査研究費	420	447
広告宣伝費	42	45
貸倒引当金繰入額	12	15
交際費	149	92
寄付金	15	17
地代家賃	295	298
減価償却費	155	186
租税公課	61	60
事業所税等	166	166
保険料	18	19
業務委託費	346	373
雑費	194	178
販売費及び一般管理費合計	6,807	7,091
営業利益	3,774	3,746
営業外収益		
受取利息	2 17	2 17
受取配当金	2 74	2 56
業務受託料	2 78	2 105
特許実施収入	2 19	2 16
受取保険金	1	-
その他	14	8
営業外収益合計	203	202

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
営業外費用		
支払利息	2 13	2 13
支払手数料	100	31
支払保証料	25	27
為替差損	13	3
その他	4	2 14
営業外費用合計	155	88
経常利益	3,822	3,859
特別利益		
固定資産売却益	3 4	3 3
特別利益合計	4	3
特別損失		
固定資産除却損	4 48	4 21
投資有価証券評価損	32	-
関係会社株式評価損	108	28
損害賠償金	1	-
その他	22	0
特別損失合計	211	50
税引前当期純利益	3,615	3,813
法人税、住民税及び事業税	1,197	1,230
法人税等調整額	126	99
法人税等合計	1,324	1,329
当期純利益	2,291	2,484

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		15,668	29.4	14,239	27.1
労務費		1,059	2.0	757	1.4
外注費		24,565	46.1	25,297	48.1
経費		11,984	22.5	12,312	23.4
(うち人件費)		(4,142)	(7.8)	(4,383)	(8.3)
計		53,276	100	52,606	100

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

【兼業事業売上原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		1,191	64.7	1,209	51.3
労務費					
外注費		109	5.9	124	5.3
経費		540	29.4	1,023	43.4
(うち人件費)		(0)	(0.0)	()	()
計		1,841	100	2,356	100

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	5,000	2,472	-	2,472
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	0	0
当期末残高	5,000	2,472	0	2,472

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金合計
	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	221	5	4,524	12,902	17,652
当期変動額					
剰余金の配当				812	812
当期純利益				2,291	2,291
自己株式の取得					
自己株式の処分					
固定資産圧縮積立金の取崩		1		1	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	1	-	1,480	1,479
当期末残高	221	4	4,524	14,382	19,131

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	261	24,863	109	109	24,971
当期変動額					
剰余金の配当		812			812
当期純利益		2,291			2,291
自己株式の取得	472	472			472
自己株式の処分	0	0			0
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			28	28	28
当期変動額合計	472	1,007	28	28	979
当期末残高	734	25,870	80	80	25,951

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	5,000	2,472	0	2,472
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	0	0
当期末残高	5,000	2,472	0	2,472

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金合計
	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	221	4	4,524	14,382	19,131
当期変動額					
剰余金の配当				877	877
当期純利益				2,484	2,484
自己株式の取得					
自己株式の処分					
固定資産圧縮積立金の取崩					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	1,607	1,607
当期末残高	221	4	4,524	15,989	20,739

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	734	25,870	80	80	25,951
当期変動額					
剰余金の配当		877			877
当期純利益		2,484			2,484
自己株式の取得	508	508			508
自己株式の処分	12	12			12
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			95	95	95
当期変動額合計	495	1,112	95	95	1,207
当期末残高	1,229	26,982	176	176	27,158

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金等

個別法による原価法

販売用不動産

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品

移動平均法及び先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用している。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

役員賞与引当金

取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づいて計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付見込額の帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

5 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっている。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

(3)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(4)関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

共同企業体に係る工事の会計処理については、構成企業の出資割合に応じて決算に取り込む方式によっている。

(重要な会計上の見積り)

工事進行基準による収益認識

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
工事進行基準による完成工事高 (未完成の工事)	24,079百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

工事進行基準の適用にあたっては、当事業年度末において工事出来高に対応して発生した工事原価の見積工事原価総額に対する割合により算出した進捗率により売上高を計上している。

工事原価総額の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額が信頼性をもって見積ることが可能となった事業年度に認識している。また、将来工事原価総額の見積りの前提条件の変更等（設計変更や天災等）により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌事業年度に係る財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性がある。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載している。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していない。

(損益計算書関係)

前事業年度において、区分掲記していた「特別損失」の「固定資産売却損」は、金銭的重要性が乏しくなった、当事業年度より「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産売却損」22百万円、「その他」0百万円は、「その他」22百万円として組み替えている。

前事業年度において、「営業外収益」の「保険差益金」は、より適切な名称とするため、当事業年度より「受取保険金」と科目名称を変更している。

(追加情報)

(1)新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明であり、社会・経済への影響が懸念されるが、当社は、感染症防止策を徹底し、社員の安全を確保しつつ工事を継続することを前提に、工事進行基準等の会計上の見積りを行っている。

当事業年度の新型コロナウイルス感染症による財務諸表への影響は軽微だが、今後の感染状況によっては翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす可能性がある。

(2)関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当事業年度より企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4-3項に規定する「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に採用した会計処理の原則及び手続を適用し、「その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に注記を記載している。

(貸借対照表関係)

1 このうち関係会社に対するものは次のとおりである。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
兼業事業未収入金	- 百万円	1百万円
未収入金	919	819
流動資産その他	-	0
支払手形	39	55
工事未払金	179	260
兼業事業未払金	142	90
未払金	53	52
流動負債のその他	200	200
固定負債のその他	0	0

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結している。事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりである。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	4,000百万円	4,000百万円
借入実行残高	1,000	600
差引額	3,000	3,400

(損益計算書関係)

1 工事進行基準による完成工事高は次のとおりである。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	53,286百万円	51,755百万円

2 関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれている。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受取利息	16百万円	16百万円
受取配当金	7	7
業務受託料	78	105
特許実施収入	6	5
支払利息	1	1
営業外費用のその他	-	0

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりである。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	1百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	3	3

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりである。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	1百万円	5百万円
構築物	1	1
機械及び装置	0	0
工具、器具及び備品	0	2
リース資産	1	0
解体撤去費用他	45	13
ソフトウェア	-	1

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	-	-	-
(2) 関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

種類	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式	859
(2) 関連会社株式	-
合計	859

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めていない。

当事業年度(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	-	-	-
(2) 関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

種類	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式	1,346
(2) 関連会社株式	-
合計	1,346

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めていない。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券評価損	630百万円	639百万円
賞与引当金	296	338
繰越外国税額控除	150	211
販売用不動産等評価損	93	208
退職給付引当金	297	189
未払事業税等	53	56
貸倒引当金	59	55
未払法定福利費	43	49
その他	203	162
繰延税金資産小計	1,823	1,908
評価性引当額	964	1,148
繰延税金資産合計	859	760
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9	15
固定資産圧縮積立金	2	2
繰延税金負債合計	11	17
繰延税金資産の純額	847	743

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	2.0	1.4
永久に益金に算入されない項目	0.3	0.2
住民税均等割額等	1.9	1.7
試験研究費の特別税額控除額	2.2	2.6
評価性引当金の増減による影響	5.0	4.8
その他	0.4	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6	34.9

(重要な後発事象)

自己株式取得

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得について、次のとおり決議した。

自己株式の取得に係る決議内容

(1) 取得する株式の種類及び数

当社普通株式 32万株(上限)

(2) 株式の取得価額の総額

500百万円(上限)

(3) 取得期間

2021年5月17日～2021年7月30日

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
関西国際空港土地保有(株)	9,560	478
日鉄鉱業(株)	30,300	206
首都圏新都市鉄道(株)	4,000	200
京浜急行電鉄(株)	75,000	125
中部国際空港(株)	2,350	118
日鉄環境(株)	148,000	117
東京湾横断道路(株)	2,000	100
(株)三菱UFJ フィナンシャルグループ	168,000	99
近鉄グループホールディングス(株)	15,700	66
琉球セメント(株)	180,000	58
名古屋鉄道(株)	20,000	53
その他20銘柄	186,244	200
その他有価証券計	841,154	1,820
投資有価証券計	841,154	1,820
計	841,154	1,820

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,082	89	78	1,093	571	34	522
構築物	408	32	3	436	248	22	188
機械及び装置	371	33	8	396	328	20	68
船舶	174	67	-	242	166	14	76
車両運搬具	5	-	-	5	4	-	0
工具、器具及び備品	13,895	235	140	13,990	13,314	176	676
土地	1,481	-	-	1,481	-	-	1,481
リース資産	205	30	60	175	100	31	75
建設仮勘定	59	-	59	-	-	-	-
有形固定資産計	17,680	486	348	17,818	14,732	297	3,086
無形固定資産							
ソフトウェア	833	374	23	1,184	311	54	873
その他	18	-	-	18	15	0	3
無形固定資産計	851	374	23	1,202	326	54	876

- (注) 1 「当期増加額」のうち主なものは、次のとおりである。
建物77百万円は、総合技術研究所改築による取得である。
船舶67百万円は、起重機船の改修による取得である、
工具器具166百万円は、鋼製型枠の取得である。
2 「当期減少額」のうち主なものは、次のとおりである。
工具器具126百万円は、鋼製型枠の売却及び除却である。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	193	87	3	98	179
完成工事補償引当金	73	22	3	3	88
工事損失引当金	69	51	45	18	57
賞与引当金	966	1,026	966	-	1,026
役員賞与引当金	57	62	57	-	62
役員株式給付引当金	73	24	14	-	84

- (注) 1 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒引当金洗替による戻入額98百万円、債権回収による戻入額0百万円である。
2 完成工事補償引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額である。
3 工事損失引当金の当期減少額(その他)は、利益率の改善による戻入額である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

特記事項はない。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式の数	100株
単元未満株式の買取り 及び買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として、別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により当社ホームページ(https://www.fudotetra.co.jp/)に掲載 して行う。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたとき は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第74期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月22日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第74期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月22日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第75期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月7日関東財務局長に提出

第75期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月10日関東財務局長に提出

第75期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月9日関東財務局長に提出

(4) 自己株券買付状況報告書

2020年7月13日、2020年8月6日、2021年6月9日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年 6月28日

株式会社不動テトラ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 貴 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 川 陽 子

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社不動テトラの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不動テトラ及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準の適用における工事収益総額及び工事原価総額の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4(5)重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、株式会社不動産テトラ及び連結子会社は土木事業セグメント及び地盤改良事業セグメント（以下「当該事業」という。）の工事契約について工事進行基準を適用している。また、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当該事業の工事契約のうち工事進行基準による完成工事高（未完成の工事）は25,715百万円であり、連結売上高の36%を占めている。</p> <p>工事進行基準は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約について適用されるが、適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積もる必要がある。</p> <p>当該事業で施工している工事には、過去に実施した類似の工事は存在するものの、完全に同一の工事は存在しない。このため、施工前段階では様々な仮定の下で実行予算書を作成する必要があり、施工中は状況変化を適時適切に反映させて実行予算書を見直す必要があるが、これには仮定及び一定程度の不確実性が存在する。具体的には、以下の点に関する経営者による判断が連結会計年度末における工事収益総額及び工事原価総額の見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>工事契約の完工に必要な作業内容が正確に特定され、その工事原価総額が実行予算書に含まれているか否かの判断</p> <p>工事着手後の状況の変化による作業内容の変更が、適時適切に実行予算書の工事原価総額に反映されているか否かの判断</p> <p>顧客と合意した工事契約の変更が、適時適切に実行予算書の工事収益総額に反映されているか否かの判断</p> <p>以上から、当監査法人は、工事進行基準の適用における工事収益総額及び工事原価総額の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該事業の工事進行基準の適用における工事収益総額及び工事原価総額の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>実行予算書の策定プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <p>作業内容ごとの工数の積算方法、使用する情報やデータ、不確定要素がある場合のリスクの反映等、実行予算書の作成方法を社内遵守させる統制</p> <p>工事着手後の状況の変化を、適時適切に実行予算書に反映するための統制</p> <p>(2) 工事収益総額及び工事原価総額の見積りの合理性の評価</p> <p>工事収益総額及び工事原価総額の見積りの基礎となる実行予算書の作成・見直しにあたって採用された主要な仮定の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>実行予算審査会議事録を閲覧し、施工方法や施工条件等の確認が行われた上で、最終利益見通しが審査されているか否かを確かめた。また審査結果が実行予算書の作成に反映されているか否かを確かめた。</p> <p>経営者や担当する本支店の管理部門責任者に対して、工事の進捗状況、工程表や予算の消化状況等に照らして見直された実行予算書の合理性を質問し、状況変化が工事収益総額及び工事原価総額に反映されているか否かを確かめた。さらに一部の工事現場の視察も実施した。</p> <p>状況変化に応じて変更された工事原価総額について、その根拠となった原価積算資料と照合した。</p> <p>工事収益総額のうち、工事契約変更により減額又は増額をされた金額については、その根拠となった資料と照合した。</p>

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社不動産テトラの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社不動産テトラが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

株式会社不動産テトラ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 貴 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 川 陽 子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社不動産テトラの2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不動産テトラの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準の適用における工事収益総額及び工事原価総額の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計方針）5 完成工事高及び完成工事原価の計上基準に記載のとおり、株式会社不動産テトラは工事契約について工事進行基準を適用している。また、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度の工事契約のうち工事進行基準による完成工事高（未完成の工事）は24,079百万円であり、売上高の37%を占めている。</p> <p>工事進行基準は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約について適用されるが、適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び事業年度末における工事進捗度を合理的に見積もる必要がある。</p> <p>株式会社不動産テトラで施工している工事には、過去に実施した類似の工事は存在するものの、完全に同一の工事は存在しない。このため、施工前段階では様々な仮定の下で実行予算書を作成する必要があるが、施工中は状況変化を適時適切に反映させて実行予算書を見直す必要があるが、これには仮定及び一定程度の不確実性が存在する。具体的には、以下の点に関する経営者による判断が事業年度末における工事収益総額及び工事原価総額の見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>工事契約の完工に必要な作業内容が正確に特定され、その工事原価総額が実行予算書に含まれているか否かの判断</p> <p>工事着手後の状況の変化による作業内容の変更が、適時適切に実行予算書の工事原価総額に反映されているか否かの判断</p> <p>顧客と合意した工事契約の変更が、適時適切に実行予算書の工事収益総額に反映されているか否かの判断</p> <p>以上から、当監査法人は、工事進行基準の適用における工事収益総額及び工事原価総額の見積りの合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「工事進行基準の適用における工事収益総額及び工事原価総額の見積りの合理性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。